



労働衛生行政の動向について

兵庫労働局労働基準部健康課

令和8年9月18日（金）

今日の話題

- ▶ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（令和7年度～）
- ▶ 令和8年度（第77回）全国労働衛生週間について
- ▶ 化学物質の法令改正に関する問い合わせ例
- ▶ その他の情報

化学物質による労働災害防止のための 新たな規制について（令和7年度～）

参照推奨サイト

化学物質による労働災害 防止のための新たな規制 について	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html	
職場のあんぜんサイト： 化学物質情報	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html	
ケミガイド	https://chemiguide.mhlw.go.jp	

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html
 のWEBページに掲載されている「対象物質の一覧」は更新も頻繁のため、特に有用。

対象物質の一覧

・リスクアセスメント対象物一覧（裾切値一覧）

☒ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（令和8年3月31日付け交付・令和10年4月1日施行改正政令及び改正省令まで含む）（令和8年6月5日更新）](#) [353KB] 

※ファイルには施行済のもののみの一覧、令和9年4月1日施行対象物質の一覧、令和10年4月1日施行対象物質の一覧、未施行のものを含む全物質一覧を各シートにまとめています。

・濃度基準値の一覧

☒ [労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等（一覧）（令和7年10月8日更新、令和8年10月1日適用物質の追加）](#) [48KB] 

※一覧には令和8年10月1日に適用対象となるもののほか、既に適用対象となっている物質を含みます。

・がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一覧（がん原性物質の一覧）

☒ [労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年保存の対象となる化学物質の一覧（令和10年4月1日適用分まで）（令和8年6月5日更新、令和10年4月1日適用の物質の追加）](#) [79KB] 

※一覧には令和9年4月1日以降に適用対象となるもののほか、既に適用対象となっている物質を含みます。

・皮膚等障害化学物質の一覧

☒ [皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質一覧（令和8年4月1日更新、令和9年4月1日適用物質の追加）](#) [99KB] 

※一覧には令和9年4月1日に適用対象となるもののほか、既に適用対象となっている物質を含みます。

【背景】

労働災害の8割が
発生している
エリア

化学物質ごとの個別規制
では労働災害を防ぎきれ
ない



自律的な管理の比重を増
やす必要性がある

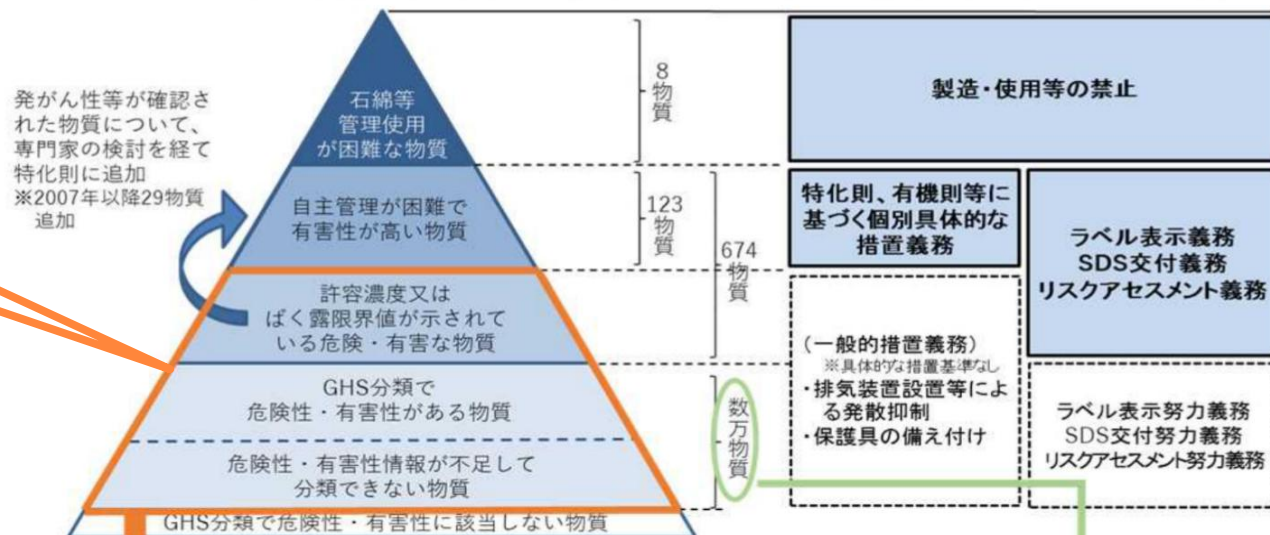


上記背景を踏まえた改正
法令が令和6年4月1日に
全面施行

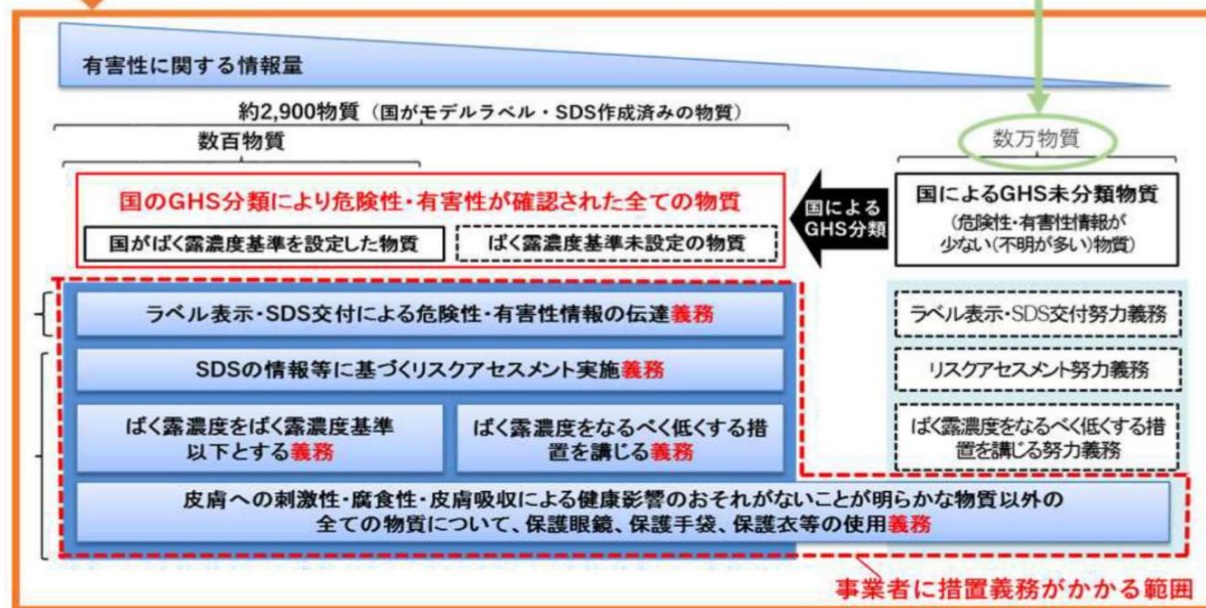


引続き、リスクアセスメ
ント対象物の追加が続い
ているほか、法令の改正
により生じた新たな課題
に対応するため、順次、
追加の法令改正を実施
(現在進行形)

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



令和7年度以後の

化学物質に係る労働安全衛生関係法令の主な動き（施行日順） 1/2

- ① **ステアリン酸ナトリウム**及び**りん酸トリフェニル**をリスクアセスメント対象物から削除する
（施行日：令和7年9月19日）
- ② **がん原性物質**を製造し、又は取り扱っていた事業者が事業を廃止しようとするとき、リスクアセスメント対象物健康診断の記録等を**所轄労働基準監督署長に提出**することを義務付ける
（施行日：令和8年1月1日）
- ③ **皮膚等障害化学物質等**について、通達においてその定義を示していたところ、**厚生労働大臣の告示により定める**ことに改めるとともに、事業者によるSDS作成等の準備期間を考慮した定義とする
（施行日：令和8年1月1日）
- ④ **がん原性物質**について、有害性の見直しによりがん原性物質でなくなった場合、がん原性物質であった頃に作成したリスクアセスメント対象物健康診断個人票やばく露状況等の記録を、作成した日から引続き30年間保存することを義務付ける
（施行日：令和8年3月31日）

令和7年度以後の

化学物質に係る労働安全衛生関係法令の主な動き（施行日順） 2/2

- ⑤ 化学物質の成分名が**営業秘密**である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、**代替化学名等の通知**を認める
（施行日：令和8年4月1日）
- ⑥ 個人ばく露測定を**作業環境測定の一つ**として位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る
（施行日：令和8年10月1日）
- ⑦ 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の**通知義務違反に罰則**を設ける
（施行日：令和12年4月1日）
- ⑧ 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の**通知事項を変更した場合の再通知を義務化**する
（施行日：令和12年4月1日）

①ステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルをリスクアセスメント対象物から削除する（施行日：令和7年9月19日）

- ▶ **ステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニル**がリスクアセスメント対象物から削除されたもの。
- ▶ 上記2物質については、令和6年3月31日までに国が行ったGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されなかったことから、リスクアセスメント対象物から削除された。
- ▶ 当初は令和9年4月1日に削除される予定であったが、「ラベル・SDS対象物質の削除については、化学物質の譲渡・提供者がラベル・SDSの記載内容の変更等を行うための準備期間を設ける必要がない」ことから、**令和7年9月19日に上記2物質を削除する省令が公布され、公布の日をもって削除**された。
- ▶ また、りん酸トリフェニルは令和7年10月1日より濃度基準値設定物質となることが予定されていたが、リスクアセスメント対象物から削除されたことに伴い、濃度基準値設定物質への指定も取りやめとなった。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

令和7年9月19日付け基発0919第1号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566359.pdf>



②がん原性物質を製造し、又は取り扱っていた事業者が事業を廃止しようとするとき、リスクアセスメント対象物健康診断の記録等を所轄労働基準監督署長に提出することを義務付ける（施行日：令和8年1月1日）

- ▶ 安衛則第577条の2第5項において、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、医師又は歯科医師による**健康診断（いわゆるリスクアセスメント対象物健康診断）**を行ったときは、その結果の**個人票を30年間保存**しなければならないことを定めている。
- ▶ また、安衛則第577条の2第11項において、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の**ばく露の状況等を記録し、当該記録を30年間保存**しなければならないことを定めている。
- ▶ これらの記録について、**事業者が事業を廃止しようとするときに、対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出することを義務付ける規定が新設され、令和8年1月1日から施行**された。
- ▶ 本規定の「**事業を廃止しようとするとき**」とは、**すべての事業の廃止により事業者が会社等を解散しようとする場合**であり、がん原性物質を取り扱う事業を廃止したとしても会社等が存続する場合は、当該会社等の事業者が引き続きがん原性物質に係る対象記録等の保存の義務を負うことから、本規定は適用されない。



労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

令和7年11月18日付け基発1118第1号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596516.pdf>

③皮膚等障害化学物質等について、通達においてその定義を示していたところ、厚生労働大臣の告示により定めることに改めるとともに、事業者によるSDS作成等の準備期間を考慮した定義とする（施行日：令和8年1月1日）

- ▶ 安衛則第594条の2第1項において「皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの」を「**皮膚等障害化学物質等**」と定義し、これを使用する業務に労働者を従事させる場合は、**不浸透性の保護衣等の保護具を使用させなければならない**こととされている。
- ▶ 従前は、この「皮膚等障害化学物質等」に該当する物質は行政解釈（通達）において示されており、その内の「**皮膚刺激性有害物質**」については、『国が公表するGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで**区分1に分類**されているものに該当する化学物質』が該当するとされていた。
- ▶ しかし、この基準では、国が公表するGHS分類によって区分1に分類されたとき（GHS分類が公表された瞬間）に「皮膚刺激性有害物質」に含まれることとなるため、事業者が対応する準備期間がなかった（SDS作成、リスクアセスメント、保護具の用意など）。
- ▶ そこで、「**皮膚等障害化学物質等**」を通達から大臣告示で定めることに改める改正が行われ、**令和8年1月1日から施行**された。当該告示の中で、「皮膚刺激性有害物質」の適用対象は**令和7年3月31日までに区分1に分類されたもの**に限定された。
- ▶ また、当該告示の中の「皮膚刺激性有害物質」は毎年度見直すが、改正告示の適用はGHS分類の公表の**約2年後**とする（約2年間の準備期間を設ける）方針が示された。
- ▶ 一方、「皮膚等障害化学物質等」の内、「**皮膚吸収性有害物質**」は、専門家検討会での検討結果に基づいて指定する仕組みのため、物質を追加する際に十分な周知期間を置くことが可能であることから、従来どおり、労働基準局長が定める（**物質一覧は、これまでと同様に通達で示す**）旨、大臣告示で規定された。



③皮膚等障害化学物質等について、通達においてその定義を示していたところ、厚生労働大臣の告示により定めることに改めるとともに、事業者によるSDS作成等の準備期間を考慮した定義とする（施行日：令和8年1月1日）

令和8年1月1日からの「**皮膚等障害化学物質等**」の整理

皮膚等障害化学物質等

裾切値**未滿**は対象外（下記裾切値参照）

令和7年厚生労働省告示第301号
（皮膚等障害告示）により規定

皮膚刺激性有害物質

裾切値 1重量%

次の①又は②に該当するもの

- ①国が行う化学物質の分類の結果「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する物であって、**令和7年3月31日***までの間において当該区分に該当すると分類されたもの
- ②労働安全衛生法第57条の2第1項の規定に基づく事業者による通知（SDS等）において、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する旨が示されたもの

※GHS分類改訂と連動して更新予定

皮膚吸収性有害物質

裾切値 有害性区分に応じて0.1・0.3・1重量%のいずれか

皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質で、厚生労働省労働基準局長が定めるもの。

上記規定に則り、令和7年11月18日付け基発1118第2号「皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について」により、対象物質を指定。



④がん原性物質について、有害性の見直しによりがん原性物質でなくなった場合、がん原性物質であった頃に作成したリスクアセスメント対象物健康診断個人票やばく露状況等の記録を、作成した日から引続き30年間保存することを義務付ける（施行日：令和8年3月31日）

- ▶ がん原性物質が、がん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物でなくなったときを含む。）であっても、再度がん原性物質になる場合等に備え、**がん原性物質に該当した期間に作成した記録等については、引き続き30年間保存する**ことが義務付けられた。
- ▶ 30年間の起算日は当該記録等を作成した日。なお、30年間の算定に当たり、がん原性物質でなくなった期間を除く必要はない。
- ▶ また、がん原性物質であった物質が、がん原性物質に該当しないこととなった以降に作成したリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び労働者のばく露状況等に係る記録については、それぞれ、保存期間が5年間、3年間となるとともに労働者氏名及び作業概要等の記録の作成は不要になるが、がん原性物質である場合に準じ、引き続き、当該記録等を作成し、30年間保存すること等により、過去のばく露歴等を適切に把握しておくことが望ましい。

労働安全衛生規則 附則第三十三条

事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質であるものに限る。）を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む。）であつても、当該健康診断個人票を、作成した日から三十年間保存しなければならない。

2 前項の規定は、第五百七十七条の二第十一項の規定に基づき記録（同項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号に係るものに限る。）を作成した場合について準用する。

④がん原性物質について、有害性の見直しによりがん原性物質でなくなった場合、がん原性物質であった頃に作成したリスクアセスメント対象物健康診断個人票やばく露状況等の記録を、作成した日から引続き30年間保存することを義務付ける（施行日：令和8年3月31日）

【参考】②の改正（廃業時のがん原性物質に係る記録の提出）との関係は？

労働安全衛生規則第577条の2の2

がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書（様式第二十四号の三）に次のリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 前条第五項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）

二 前条第十一項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び同項第三号の記録

- ▶ ④の改正は、がん原性物質ががん原性物質でなくなった後も、当該物質をがん原性物質と見なすものではなく、記録の保存期間を延長するものでしかない。
- ▶ 現行の法令上は、「がん原性物質であったもの」を製造し、又は取り扱う事業者が事業を廃止する際に記録を提出することを定めていないが、法令の趣旨からは、がん原性物質と同様の取扱い（提出）をすることが望ましいと考えられ、事業廃止時には管轄局署へ事前に相談することが適当と思われる。

⑤化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）

- ▶ リスクアセスメント対象物の種類数が増加するに伴い、通知制度の対象となる成分の情報が**営業秘密**に該当するケースも生じてくることが想定される。
そこで、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で、営業秘密を保持できるようにする必要性が議論された。
- ▶ これについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、**有害性が相対的に低い化学物質※に限り、通知事項のうち成分名については代替名等の通知を認める**こととする法令改正が実施され、**令和8年4月1日**から施行された。
※発がん性等の一定の有害性を有する物質や、特化則等の特別規則の適用対象物質等は、代替名等の通知を認めない。
- ▶ なお、この場合においても、**非開示とできるのは成分名のみ**であり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等についての非開示は認められない。
- ▶ また、**医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに開示**しなければならない。

⑤化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）

16

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（営業秘密関係）（諮問）

2. 改正の概要

- 改正の要点①**（対象物質）：代替化学名等による通知を認める化学物質について、リスクアセスメントの実施に支障がないものとして厚生労働大臣が定めるものとする。（※令和8年2月20日付け厚生労働省告示第42号）
- 改正の要点②**（通知事項）：要素の置換又は削除を行っても、※それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、代替化学名の通知では成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、人体に及ぼす作用を通知することをもって成分の情報の通知に代えることができることとする。
- 改正の要点③**（記録方法）：代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）は、当該通知に係る通知対象物の成分等の記録を5年間保存することと定める。また、保存期間中に事業を廃止しようとするときは、当該記録を所轄労働基準監督署に提出することとする。
- 改正の要点④**（記録事項）：代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）が記録すべき事項（①成分、②代替化学名等、③製品の名称、④製品に含有されている全成分の名称及び含有量）を定める。
- 改正の要点⑤**（開示を要する医師の行為）：医師の求めに応じて成分の情報を開示しなければならない医師の行為は、医師による診断、治療のほか、産業医及びその他の医師による労働者の健康管理と定める。
- 改正の要点⑥**（開示方法）：医師による診断、治療の行為のため開示を求められた場合には、成分の情報を直ちに開示しなければならない旨定める。また、産業医等から労働者の健康管理のために必要な成分の情報の開示を求められた場合には、秘密保持を条件に速やかに開示しなければならない旨定める。
- 改正の要点⑦**（緊急連絡先）：通知事項として代替化学名等の通知を行う者の緊急連絡先等を定める。

※ その他、上記①～⑦の要点のほか、所要の改正を行う。

⑤化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）

- ▶ 代替化学名等の通知については告示・指針・通達によりその詳細が示されているが、それらの内容を取りまとめたマニュアル冊子が厚生労働省により作成されているため、これの参照を推奨（右図）。

- ▶ 特に以下の点は留意。

「安衛法に基づくSDSの裾切値と混合物のGHS分類において健康有害性区分に寄与しない濃度（濃度限界）は、有害性項目によって値が異なります。SDSの裾切値以上の濃度で含まれている成分で、濃度限界未満の場合が対象となります。」

（マニュアル P 3）



SDSに記載するための
代替化学名等作成マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001663302.pdf>



SDS

に記載するための
代替化学名等作成マニュアル

2026年3月版



⑤化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）

▶ 右の（１）～（３）のいずれにも該当する場合に代替化学名等の通知が認められる。

▶ 下線部のように「濃度限界」がキーワードとなっている。

（１）法令で個別の対応が義務付けられている物質等に該当しない

- ① ４－ジクロロ－２－ブテン、鉛、１，３－ブタジエン、１，３－プロパンスルトン、硫酸ジエチル、特別規則（特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則）の適用対象物質
- ② 濃度基準値設定物質（則第 577 条の 2 第 2 項に基づき厚生労働大臣が定める物）
- ③ 皮膚等障害化学物質等（則第 594 条の 2）

（２）一定の有害性を有する物質に該当しない

一定の有害性を有する物質に該当するかどうかの判断は、国及び事業者が行う G H S 分類のいずれかの結果に基づき判断します。以下に該当するものは非開示とはできません。

- ① 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性 有害性が区分されているもの
※当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。
- ② 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1 に該当するもの
- ③ 急性毒性 区分 1、区分 2 又は区分 3 に該当するもの

（３）当該化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格 Z 7 2 5 2 に定める濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

⑤化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（施行日：令和8年4月1日）

19

有害性が顕在化するか否かの基準値

通知が必要か否かの基準値

表1 混合物の健康有害性区分に寄与しない濃度と SDS の裾切値の関係

	JIS Z7252 濃度限界 又は ATE ※カットオフ値の規定はなし	安衛法に基づく SDS の裾切値
急性毒性	区分1～4 ATE は、JIS に記載のとおり	1%
皮膚腐食性/刺激性	● 加成分が適用できる場合 区分1：5% 区分2：10% ● 加成分が適用できない場合 酸、塩基、その他の皮膚腐食性（区分1）：1% その他の皮膚刺激性（区分2）：3%	1%
目に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	● 加成分が適用できる場合 区分1：3% 区分2：10% ● 加成分が適用できない場合 酸、塩基、その他の目に対する重篤な損傷性（区分1）：1% その他の眼刺激性（区分2）：3%	1%
呼吸器感作性または皮膚 感作性	呼吸器感作性区分1（固体及び液体）：1% 呼吸器感作性区分1（気体）：0.2% 皮膚感作性区分1：1%	0.1%
生殖細胞変異原性	区分1：0.1% 区分2：1%	区分1：0.1% 区分2：1%
発がん性	区分1：0.1% 区分2：1%	0.1%
生殖毒性	区分1：0.3% 区分2：3%	0.1%
特定標的臓器毒性 （単回ばく露）	区分1：10% 区分2：10% 区分3：加成分で20%	1%
特定標的臓器毒性 （反復ばく露）	区分1：10% 区分2：10%	1%
誤えん有害性	区分1：加成分で10%	1%

例）N－ニトロソジフェニルアミン 含有率 0.5%

N－ニトロソジフェニルアミン（CASRN: 86-30-6）の政府 GHS 分類における健康に対する有害性は、以下のとおりです。

●健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B
発がん性	区分 2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2 (全身毒性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2 (膀胱)

区分2の発がん性物質の成分を1%以上含む場合には、混合物の発がん性分類が区分2となりますが、区分2の発がん性物質の成分が0.1%以上～1%未満の間の場合には、濃度限界未満であるため、混合物の健康有害性区分に寄与しません。

本物質は、法令で個別の対応が義務付けられている物質等にも該当せず、かつ発がん性区分2であるものの濃度限界未満のため、代替化学名等による通知が認められる化学物質となります。

「SDSに記載するための代替化学名等作成マニュアル」
P4～P5

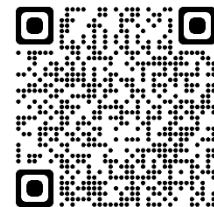
⑥個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る（施行日：令和8年10月1日）

20

- ▶ 現行（令和8年度現在）の労働安全衛生法令では、以下の場合に個人ばく露測定の実施が義務付けられている。
 - ① 屋内作業場において継続的に金属アーク溶接等作業を行う場合（特化則第38条の21）
 - ② 作業環境測定において第三管理区分から改善することが困難な場合（有機則第28条の3の2など）
- ▶ 個人ばく露測定は「作業に従事している労働者が有害物に曝されている程度」を見積もり、その結果をもって保護具を選定することを目的としたものであるため、「作業環境測定」とは別の扱いとなっていた。
- ▶ 「作業環境測定」ではないため、測定に従事する者について法令上の資格要件がなく、精度の担保が問題視されていた。
- ▶ そのため、**個人ばく露測定を「作業環境測定」に含めることとし、原則としてその測定を作業環境測定士が実施することとされた（令和8年10月1日施行予定）。**

Ⅲ 第1 個人ばく露測定の精度の担保

基本的考え方



● 個人ばく露測定 of 法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。

個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人サンプリング測定等を義務付け）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

● 精度を担保する仕組み

- ① 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者^①に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者^②に行わせることを事業者^①に新たに義務付けることが適当である。
- ② 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- ③ 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。

改正後の法条文（抜粋）

労働安全衛生法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

四 作業環境測定 作業環境の実態（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定）

第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二條の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査※を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。

4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

※リスクアセスメントのこと。

改正後の法条文（抜粋）

作業環境測定法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

三 個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

四 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいう。

（後略）

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

（後略）

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定を実施するときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項又は第六十五条の三第一項から第三項までの規定による作業環境測定を行うときは、同法第六十五条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。

3 作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

改正後の施行令条文（抜粋）

作業環境測定法施行令

（指定作業場）

第一条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第四号に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十一条第一号、第七号、第八号及び第十号に掲げる作業場
- 二 労働安全衛生法施行令第二十一条第六号に掲げる作業場のうち厚生労働省令で定めるもの

2 法第二条第四号に規定する労働安全衛生法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの
- 二 労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

改正後の規則条文（抜粋）

労働安全衛生規則（作業環境測定となる個人ばく露測定（特別則対象））

（法第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるとき）

第四十二条の五 法第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 **有機溶剤中毒予防規則**（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第二十八条の三の二第四項柱書（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十六条の五において準用する場合を含む。）、**鉛中毒予防規則**（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二第四項柱書、**特化則**第三十六条の三の二第四項柱書又は**粉じん則**第二十六条の三の二第四項柱書に規定する場合であつて、**労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき。**

二 **有機則**第二十八条の三の二第五項柱書（**特化則**第三十六条の五において準用する場合を含む。）、**鉛則**第五十二条の三の二第五項柱書、**特化則**第三十六条の三の二第五項柱書又は**粉じん則**第二十六条の三の二第五項柱書に規定する場合であつて、**労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき。**

三 **特化則**第三十八条の二十一第二項又は第四項に規定するとき。

【補足】

有機則第二十八条の三の二第四項など

作業環境測定の結果が第三管理区分から改善できない場合の措置を規定

有機則第二十八条の三の二第五項など

有機則第二十八条の三の二第四項の措置を講じた後、第一・第二管理区分と評価されるまでの措置を規定

特化則第三十八条の二十一第二項又は第四項

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における溶接ヒュームの濃度測定を規定

改正後の規則条文（抜粋）

作業環境測定法施行規則（作業環境測定となる個人ばく露測定（特別則対象））

第三条の二 事業者は、労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。

二 分析は、第一種作業環境測定士のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の第二十一第二項及び第四項に規定する測定を行う場合においては、別表第四号の作業場の種類。次項第二号及び第六十一条の二第二号において同じ。）について登録を受けているものに実施させること。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は法第二条第三号に規定する個人ばく露測定（以下「個人ばく露測定」という。）に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。

二 分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関に委託すること。

(作業環境測定となる個人ばく露測定(特別則対象以外))

→安衛法第65条の3第3項の「必要に応じて」とは？

労働安全衛生法(再掲)

(健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定)

第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、**必要に応じて**、作業環境測定を行うものとする。

4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

また、安衛法第65条の3第3項の「必要に応じて」とは、リスクアセスメント指針及び技術上の指針に基づく以下の場合が含まれること。

(1) リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合

(2) リスクアセスメント対象物のうち**濃度基準値が設定されているもの**について、労働者が当該物にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合

(3) リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されていないものについて、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合

令和8年7月30日付け基発0730第2号

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について(個人ばく露測定等関係)」より抜粋

改正後の規則条文（抜粋）

作業環境測定法施行規則（作業環境測定となる個人ばく露測定（特別則対象以外））

第三条の三 事業者は、労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。
- 二 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させること。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。
- 二 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、前項第二号に規定する者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

「測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、厚生労働大臣が定める要件を満たす者」とは？

分析対象物	分析が可能な者
労働安全衛生法第二十八条第一項の技術上の指針のうち厚生労働省労働基準局長が定めるものにおいて分析方法が定められた物質（令和8年9月現在においては、いわゆる「濃度基準値設定物質」が該当）	当該物質に係る分析方法が作業環境測定士規程第三条第一項の表の ・規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項 ・規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項 ・規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項 ・規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項 ・規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項 の中欄に規定する分析の方法（以下「規程において作業場ごとに定める分析方法」という。）のいずれに該当するかに応じ、当該各項の上欄に規定する作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士
厚生労働省労働基準局長の定めるものにおいて分析方法が定められていない物質	当該選定した分析方法が前号に規定する各項の中欄に規定する分析の方法のいずれに該当するかに応じ、当該各項の上欄に規定する作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士
	当該選定した分析方法による分析に必要な機器を有し、かつ、適切に分析できる能力を有する第一種作業環境測定士※

※「適切に分析できる能力」とは、単に当該分析に必要な機器を有していることを意味するものではなく、測定対象物質の性状、揮発性、試料採取方法、定量下限及び分析精度に関する知識に加え、分析機器の取扱経験、類似物質に係る分析実績その他当該分析方法を適切に実施するために必要な専門的知見を踏まえ、自ら測定を実施できる能力を有することをいうものであること。（令和8年8月21日付け基発0821第2号通達）



個人サンプリング測定等又は溶接ヒューム測定を行う者の資格要件（概要）（旧）~~（令和8年10月1日施行）~~

実施範囲	資格要件
デザイン及びサンプリング （右記の資格要件を満たす者を「 デザイン等資格者 」という。）	● 作業環境測定士であって、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了した者 ● 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト ● 国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニスト
サンプリング （デザイン等資格者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）	上記の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者
分析	測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であって、次のいずれかに該当する者 ● 第一種作業環境測定士 ● 作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。） ● 1級化学分析技能士（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析に限る。）

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について
 （個人ばく露測定を行う者の資格要件に係る法令の改正通達（令和8年10月1日施行））
 令和6年4月4日付け基発0404第2号
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241083.pdf>



→根拠となった規則の
廃止に伴い通達も廃止

個人ばく露測定を行う者の資格要件（概要）（新）（令和8年10月1日施行）

実施範囲	資格要件
デザイン及びサンプリング	● 作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているもの ● 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有するもの（作業環境測定士としての登録は別途必要） =（公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニスト）
サンプリング （上欄の者がサンプリングごとに指定する方法※により行うものに限る。） ※次スライド参照	都道府県労働局長の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプリングに関する補助者の講習（サンプリング補助者講習）を修了した者
分析	測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であって、次のいずれかに該当する者 ● 第一種作業環境測定士 ● 作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。） ● 1級化学分析技能士（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析に限る。）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
 （個人ばく露測定等関係）（令和8年10月1日施行）

令和8年7月30日付け基発0730第2号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001732756.pdf>



※「サンプリングごとに指定する方法」の例

【記載例】サンプリング方法指定書

令和〇年〇月〇日に〇〇事業場（所在地：〇〇県〇〇市〇〇〇〇）で行う測定 of サンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間数	測定対象者（所属部署）	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱い上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数 ポンプの台数 捕集器具の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	8時間（昼休憩時間を除く。）	A氏、B氏（所属部署）	粉じん	GS-3 サイクロン サンプリングはできるだけ垂直を保つこと	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect 2.75 L/min	サイクロン：2セット ポンプ：2台 ホース：2本	サンプリングを垂直に保ち常温で保管する。	測定対象者が喫煙する場合は、喫煙中はポンプを停止すること。
洗浄作業場	トリクレンによる製品の超音波洗浄	8時間（昼休憩時間を除く。）	C氏、D氏（所属部署）	トリクロロエチレン	球状活性炭チューブ 258A サンプリングはできるだけ垂直を保つこと また、午前と午後とで別の活性炭チューブを使用すること	パーソナルミニポンプ PMP-001 型 100 mL/min	活性炭チューブ：6本 チューブカバー：3本 ポンプ：3台 ホース：3本 ※予備1セット	球状活性炭チューブの両端にキャップをして、冷暗所で保管する。	ホースが外れるなど異常が発生した場合は、サンプリング時間は短くなるが、再度準備して測定を実施すること。
メッキ作業場	製品の硬質クロムメッキ	8時間（昼休憩時間を除く。）	E氏、F氏（所属部署）	重クロム酸及びその塩	ミゼットインピンジャ 捕集液：精製水 5 mL 捕集液は、4～6 mLを保つように補充すること サンプリングはできるだけ垂直を保つこと	エアーサンプリングポンプ GilAir PLUS 3.0 L/min	ミゼットインピンジャ：2セット ポンプ：2台 ホース：2本	ミゼットインピンジャの試料採取口及び吸引ポンプ接続口にキャップをして、常温で保管する。	ポンプ側への捕集液吸込みが見られたら、サンプリングを中止して、欠損データとして取扱うこと。
組立作業場	製品への接着剤塗布	8時間（昼休憩時間を除く。）	G氏、H氏（所属部署）	アセトン、メチルエチルケトン	有機ガスモニター 3500+ サンプリング表面を被服等で隠さないこと	—	有機ガスモニター：3セット ※予備1セット	サンプリングのキャップを閉めて乾燥剤とともにアルミ袋に入れ、シーラー棒でアルミ袋を密閉し、冷暗所で保管する。	

※測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えると考えられる出来事についてはその内容を記録すること。

※粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。

※ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。

※サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

令和△年 △月 △日

株式会社〇〇〇代表取締役社長 □□ □□ 殿

作業環境測定士：〇〇 〇〇 （所属：△△△△△△）

連絡 先：XXX-XXXX-XXXX

電子メールアドレス： @

【記載例】サンプリング実施結果報告書

令和〇年〇月〇日付けサンプリング方法指定書に基づき、〇〇事業場（所在地：〇〇県〇〇市〇〇〇〇）で行った測定サンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者（所属部署）	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項（作業状況等）
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	9:00～10:00 10:10～12:00 13:00～15:00 15:10～18:00 ※作業に従事する全時間でサンプリングを実施	〇〇℃ △△% ～□ m/s	A氏 (所属部署)	GS-3 サイクロン (識別番号：No, 1)	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect (識別番号：No, 1) 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	・サンプリング中に喫煙の申し入れがあったため、喫煙中の20分間はポンプを停止した。 ・定常作業であった。
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	8:00～12:00 13:00～17:00	●●℃ ▲▲% ～■ m/s	B氏 (所属部署)	GS-3 サイクロン (識別番号：No, 2)	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect (識別番号：No, 2) 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	定常作業であった。

令和〇年 〇月 〇日

殿

サンプリング補助者：〇〇 〇〇 （所属：△△△△△△）
連 絡 先：XXX-XXXX-XXXX
電子メールアドレス： @

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について (個人ばく露測定等関係)

令和8年7月30日付け基発0730第2号
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001732756.pdf>



測定実施時の作業状況等の記録 (年 月 日)

作業場の名称		ショットブラスト作業場	測定対象者 (所属部署)	A氏 (所属部署)
時刻	作業場所	作業内容		
8:00～9:00	ショットブラストNo.1	朝礼(8:00～8:10)		
9:00～10:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩(10:00～10:10)		
10:00～11:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
12:00～13:00	昼休み			
13:00～14:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
14:00～15:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
15:00～16:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩(15:00～15:10)		
16:00～17:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
17:00～18:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 終礼(17:50～18:00)		
設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要				
〔設備、排気装置の稼働状況〕 ショットブラスト装置:4台稼働 局所排気装置:全ての局所排気装置が作業中、常時稼働				
〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕 出入口:開 窓:開 気流の状態:隣接する作業場からショットブラスト作業場に、粉じんを含む気流の流入あり。				
〔その他特記事項〕 ショットブラスト装置および局所排気装置にトラブルはなく、作業は定常状態で行われた。 部品を載せたパレットは、パレットトラックにより人力で運搬。				

(旧) 個人ばく露測定講習規程（「デザイン及びサンプリング」の場合） 35

	講習科目	範囲	講習時間
学科講習	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的、個人ばく露測定結果の評価、呼吸用保護具の選択	2時間
	デザインに関する知識	個人ばく露測定に係るデザインの方法	3時間
	サンプリングに関する知識※	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	1時間30分
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則（それぞれ関係告示含む）	1時間
実技講習	デザイン	個人ばく露測定に係るデザイン	30分
	サンプリング※	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間

※作業環境測定士名簿に「個人サンプリング法を行うことができること」を登録済の場合は省略可能

個人ばく露測定講習規程

令和6年3月18日付け厚生労働省告示第93号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241081.pdf>



⇒根拠となった規則の廃止に伴い
講習規程（告示）も廃止
（但し講習機関として登録した日から
5年間は猶予措置により存続）

(新) 個人ばく露測定講習（「デザイン及びサンプリング」の場合）
(改正後の作業環境測定士規程第3条による。)

36

講習科目	範囲	講習時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち 個人ばく露測定 に係るもの	個人ばく露測定の目的 個人ばく露測定に係るデザインの方法 個人ばく露測定に係るサンプリングの方法 個人ばく露測定の結果の評価 呼吸用保護具の種類	8時間※

※令和8年10月1日より前に作業環境測定士試験に合格している場合は9時間

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

令和8年8月21日付け厚生労働省告示第325号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001742306.pdf>



「作業環境測定士講習について」の一部改正について

令和8年9月1日付け基発0901第13号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001744886.pdf>



	講習科目	範囲	講習時間
学科講習	化学物質管理概論	化学物質管理の概要	30分
	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	30分
	サンプリングに関する知識※	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	3時間
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則（それぞれ関係告示含む）	30分
実技講習	サンプリング※	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間30分

※作業環境測定士名簿に「個人サンプリング法を行うことができること」を登録済の場合は省略可能

個人ばく露測定講習規程

令和6年3月18日付け厚生労働省告示第93号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241081.pdf>



⇒根拠となった規則の廃止に伴い
講習規程（告示）も廃止
（但し講習機関として登録した日から
5年間は猶予措置により存続）

	講習科目	範囲	講習時間
学科講習	化学物質管理概論	化学物質管理の概要	30分
	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	30分
	サンプルングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプルングの方法	3時間
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則（それぞれ関係告示含む）	30分
実技講習	サンプルング	個人ばく露測定に係るサンプルング	1時間30分

⇒ 従前の「個人ばく露測定講習規程」の「サンプルング」のみの場合と同じ項目（ただし、科目省略についての規定は無し。）

サンプルング補助者講習規程

令和8年8月7日付け厚生労働省告示第293号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001736093.pdf>



株式会社 大同分析リサーチ https://kosyu.daido-dbr.com/dbr/kosyu/menu_bakuro-d.html	
特別民間法人 中央労働災害防止協会 https://www.jisha.or.jp/seminar/chemicals/r5420_sokutei_design.html	
北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会 https://www.nishieikai.or.jp/training/environment/kojinbakuro/	
公益社団法人 日本作業環境測定協会 https://www.jawe.or.jp/kosyu/personal.html	
公益社団法人 大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター https://www.kansai-center.or.jp/exposure_measurement.html	

令和8年9月現在

サンプリング補助者講習・サンプリングに関する講習
実施機関

北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会

<https://www.nishieikai.or.jp/training/environment/kojinbakurosampling/>



特別民間法人 中央労働災害防止協会

https://www.jisha.or.jp/seminar/chemicals/r5421_sokutei_sampling.html



公益社団法人 日本作業環境測定協会

<https://www.jawe.or.jp/kosyu/personal.html?id=form>



株式会社 大同分析リサーチ

https://kosyu.daido-dbr.com/dbr/kosyu/menu_bakuro-d.html



令和8年
8/1(土)から

作業環境測定機関の
作業環境測定士の皆さまへ

個人ばく露測定を実施するための 作業環境測定士登録証の 書き換えが始まりました！

この「登録証の書き換え」は、**作業環境測定士の登録証**(作業環境測定士名簿に登録された方の証明)に関する手続きです。

※個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに限り。以下同じです。

令和8年

8/1(土)～

登録証の書き換えが始まりました

個人ばく露測定のための
登録証の書き換え手続きが
必要です。



令和8年

10/1(木)～

個人ばく露測定ができなくなります

講習の修了+登録証の書き換え
が完了していない場合、個人ばく露
測定を実施することはできません。

早め
の
ご対応を
お願いします



※オキュベインショナルハイジニスト等は個人ばく露測定講習の修了は不要です。

！個人ばく露測定を行うには、
講習の修了と登録証の書き換えが必要になります。



作業環境測定機関の方へ

- 個人ばく露測定を実施する作業環境測定機関も、
登録証の書き換えが必要です。
- 書き換えには、個人ばく露測定の登録を受けた
作業環境測定士の登録証が必要です。

作業環境測定機関の登録証の書き換えについては、
都道府県労働局へお問い合わせください。

作業環境測定士登録証の 書き換え方法はこちら

作業環境測定士の登録証の書き換え
手続きの詳細・申請方法・必要書類など
をご案内しています。



公益社団法人 安全衛生技術試験協会
作業環境測定士登録証の書き換え窓口

ご対応の流れ

- 個人ばく露測定講習を受講・修了
- 登録証の書き換え申請
- 書き換え後の登録証を受領
- 個人ばく露測定の実施が可能に

※デザイン及びサンプリングに関する講習も含まれます。

個人ばく露測定講習の予定一覧 (令和8年6月25日時点)

講習の修了には、所定の受講料が必要です。詳細は、各登録講習機関へお問い合わせください。
各講習とも定員(最大50名)となっております。満員の際は受講いただけませんので、お早めにお申し込みください。特に、施行日前後(令和8年10月1日)直前の講習は、大変混み合うことが予想されます。

個人ばく露測定講習・デザイン及びサンプリングに関する講習

都府県	講習機関	令和8年	
		8月	9月
宮城	公益社団法人 日本作業環境測定協会		17, 18
東京	特別民間法人 中央労働災害防止協会		
東京	公益社団法人 日本作業環境測定協会	31, 9/1	29, 30
静岡	公益社団法人 日本作業環境測定協会		
愛知	公益社団法人 日本作業環境測定協会	25, 26 (予定)	
愛知	株式会社 大同分析リサーチ		10, 11
大阪	公益社団法人 大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター	12, 13	6, 7
広島	公益社団法人 日本作業環境測定協会		
福岡	北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会	3, 4	29, 30

サンプリング補助者講習・サンプリングに関する講習

作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリングの業務について、講習を修了した者に補助させることができます。

都府県	講習機関	令和8年	
		8月	9月
東京	公益社団法人 日本作業環境測定協会		
東京	特別民間法人 中央労働災害防止協会	7	11
愛知	株式会社 大同分析リサーチ		4
大分	北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会		24, 25
熊本	北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会		

申込み方法・お問い合わせはこちら

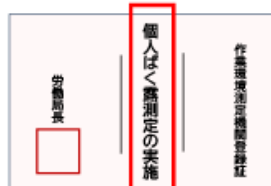
講習機関	連絡先	ホームページ
公益社団法人 日本作業環境測定協会	〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル6F TEL:03-3456-1601 FAX:03-3456-5854	https://www.jawee.or.jp/training/schedule/
特別民間法人 中央労働災害防止協会	〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館 TEL:03-3452-6377	https://kenshu.isha.or.jp/kenshu/kenshu-se/arch.aspx?category=7&view=0&order=1
株式会社 大同分析リサーチ	〒457-8545 愛知県名古屋市中区大沢町2丁目30番地 TEL:052-611-9434 FAX:052-611-9948	https://kogyu.daito-dor.com/dbr/kosyu/lis.html
公益社団法人 大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター	〒540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町2丁目1番12号 TEL:06-6942-0171 FAX:06-6942-0172	https://www.kansai-center.or.jp/
北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会	〒803-0812 福岡県北九州市小倉北区室町3丁目1-2-3階 本館 TEL:093-591-2530 FAX:093-561-5342	https://www.nishikai.or.jp/training/

※令和8年10月以降も受講可能ですので、ご確認の上、受講していただきますようお願いいたします。

令和8年
8/1 (土) から
受付中!

個人ばく露測定を実施する
作業環境測定機関の皆さまへ

作業環境測定機関 登録証の書き換えは お済みですか?



書き換えには、**作業環境測定機関登録証**と
個人ばく露測定が実施できる**作業環境測定士の登録証***が必要です。

*個人ばく露測定の実施に限りです。以下同じです。

令和8年**10月1日(木)**から、作業環境測定機関が個人ばく露測定を実施するためには、書き換え後の作業環境測定機関登録証が必要となります。

まずは所属する作業環境測定士の
登録証をご確認ください

☒ 作業環境測定士の登録証を
書き換えている



書き換え後の作業環境測定士の登録証がない場合、
作業環境測定機関の書き換えをすることはできません。

併せて作業環境測定機関登録証を
ご確認ください

☒ 作業環境測定機関登録証を
書き換えている



書き換えの申請は、登録を受けている
都道府県労働局等で行います。



書き換えが完了していない場合、**令和8年10月1日以降**、
作業環境測定機関として個人ばく露測定を行うことができません。
余裕を持ってご準備・お手続きをお願いします。



書き換え手続きについては、
登録を受けている都道府県労働局等へ
お問い合わせください。

濃度基準値設定物質の分析が可能な
作業環境測定機関一覧については
厚生労働省ホームページにて
お知らせしております。
(一覧は随時更新しております。)



個人ばく露測定講習の予定一覧 (令和8年6月25日時点)

講習の修了には、所定の受講料が必要です。詳細は、各登録講習機関へお問い合わせください。
各講習とも定員(最大50名)となっております。満員の際は受講いただけませんので、お早めにお申し込みください。特に、施行日前後(令和8年10月1日)直前の講習は、大変混み合うことが予想されます。

個人ばく露測定講習・デザイン及びサンプリングに関する講習

都府県	講習機関	令和8年	
		8月	9月
宮城	公益社団法人 日本作業環境測定協会		17, 18
東京	特別民間法人 中央労働災害防止協会		
東京	公益社団法人 日本作業環境測定協会	31, 9/1	29, 30
静岡	公益社団法人 日本作業環境測定協会		
愛知	公益社団法人 日本作業環境測定協会	25, 26 (予定)	
愛知	株式会社 大同分析リサーチ		10, 11
大阪	公益社団法人 大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター	12, 13	6, 7
広島	公益社団法人 日本作業環境測定協会		
福岡	北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会	3, 4	29, 30

サンプリング補助者講習・サンプリングに関する講習

作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリングの業務について、講習を修了した者に補助させることができます。

都府県	講習機関	令和8年	
		8月	9月
東京	公益社団法人 日本作業環境測定協会		
東京	特別民間法人 中央労働災害防止協会	7	11
愛知	株式会社 大同分析リサーチ		4
大分	北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会		24, 25
熊本	北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会		

申込み方法・お問い合わせはこちら

講習機関	連絡先	ホームページ
公益社団法人 日本作業環境測定協会	〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル6F TEL:03-3456-1601 FAX:03-3456-5854	https://www.jawea.or.jp/trainingschedule/
特別民間法人 中央労働災害防止協会	〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生協会会館 TEL:03-3452-6377	https://kenshu.ishu.or.jp/kenshu/kenshu_search.aspx?category=7&viewall=0&order=1
株式会社 大同分析リサーチ	〒457-8545 愛知県名古屋市中区大町2丁目30番地 TEL:052-611-9434 FAX:052-611-9948	https://kapsu.daido-dbr.com/dbr/kosnu-list.html
公益社団法人 大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター	〒540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町2丁目1番12号 TEL:06-6942-0171 FAX:06-6942-0172	https://www.kansai-center.or.jp/
北九州病院グループ 一般財団法人 西日本産業衛生会	〒803-0812 福岡県北九州市小倉北区室町3丁目1-2-3 南 本部 TEL:093-591-2530 FAX:093-561-5342	https://www.nishiekai.or.jp/trainings/

※令和8年10月以降も受講可能ですので、ご確認の上、受講していただきますようお願いいたします。

⑦化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（施行日：令和12年4月1日）

⑧化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知事項を変更した場合の再通知を義務化する（施行日：令和12年4月1日）

- ▶ 最低限、事業場で使用している化学物質の種類と濃度が分からなければ、リスクアセスメントを実施できない。
- ▶ 事業場が上記の情報を手に入れる手段は、主にSDSと考えられる。
- ▶ したがって、リスクアセスメントの入り口として、化学物質を譲渡する者（薬品製造業者や卸業者など）が、正確なSDSを交付していることが前提となる。
- ▶ しかし、これまではSDSを交付しなかったとしても罰則がなく、実効性の担保が課題となっていた。
- ▶ また、交付済のSDSの内容に変更があったとしても、その再通知は努力義務であったため、化学物質を使用する事業場が、最新の知見が反映されていない情報に基づいてリスクを判断してしまうおそれがあった。
- ▶ そこで、**SDSの交付※を怠った場合に罰則を設けるとともに、この内容を変更した場合の再通知を義務化することとした。**
 - ※正確には通知。FAXや電子メール、SDSを掲載したホームページアドレスの伝達等の方法を含む。
- ▶ 施行日は改正法の公布の日（令和7年5月14日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたが、その後、**令和12年4月1日**と決定された。

【参考】「令和7年労働安全衛生調査（労働環境調査）」（令和8年公表）

化学物質の譲渡・提供をする際に、

ラベル表示義務のある物質のすべてにラベル表示がされている事業場の割合 66.7%（参考：令和6年85.7%）

SDS交付義務のある物質のすべてにSDSが交付されている事業場の割合※ 49.7%（参考：令和6年81.4%）

※「交付」には、電子メールによる送信や、SDSが掲載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し閲覧を求めた場合や、過去に交付済みの製品で、繰り返し同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、SDSに変更がないためあらためてSDSを交付していない場合を含む。

⑦化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（施行日：令和12年4月1日）

⑧化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知事項を変更した場合の再通知を義務化する（施行日：令和12年4月1日）

【補足】

労働安全衛生規則において既に以下の規定があるが、⑦の改正により当該規定が統廃合されるかどうか、令和8年9月現在、不明。

労働安全衛生規則

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

2 法第五十七条の二第一項の通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、同項第四号の事項について、直近の確認を行つた日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行わなければならない。

3 前項の者は、同項の規定により法第五十七条の二第一項第四号の事項に変更を行つたときは、変更後の同号の事項を、適切な時期に、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するものとし、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の当該事項を、当該相手方の事業者が閲覧できるようにしなければならない。

(注) 法第五十七条の二第一項第四号：人体に及ぼす作用



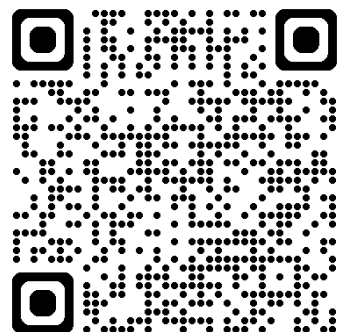
- 危険・有害性情報の通知制度
- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

化学物質管理の 相談先①



<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

中小規模事業場の
みなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく「新たな化学物質規制」に関するご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ 通知対象物に係る代替化学名等の通知制度の整備

よくあるお問い合わせ

ラベル・SDS

- ・ ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か
- ・ ラベルやSDSの表示義務は
- ・ 海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか
- ・ 秘密保持の対応について

リスクアセスメント

- ・ 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか
- ・ 「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・ リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか

政省令

- ・ 化学物質の「自律的管理」とはどういうことか
- ・ 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか
- ・ 特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か
- ・ 濃度基準値の確認方法は
- ・ 譲渡提供で必要なこと

開設期間 令和8年 4月1日～令和9年 3月18日
(土日祝日、年末年始除く)
月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00除く)



050-5577-4862



お問合せフォーム

テクノヒル 相談窓口

検索

テクノヒルHP (<https://technohill.co.jp/>) よりご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただきます場合があります。



化学物質管理の 相談先②

化学物質管理 訪問支援事業について

①訪問支援の趣旨

訪問支援とは、改正労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制への対応や、リスクアセスメントの実施を支援し、中小事業場における化学物質の自律的管理の実施を支援するものです。

②派遣専門家

化学物質管理の専門家が、皆様方と日程調整した上で、事業場へお伺いします。

③事業の実施主体

この事業は、厚生労働省の委託事業で実施するもので、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が事業実施主体となっています。

④事業場の負担は0円

この事業では、訪問支援に係る事業場の経済的負担は一切ありません。

無料！

**訪問支援のご案内
新たな化学物質規制への対応を
確立するチャンスです！**

厚生労働省委託事業

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

令和8年度化学物質管理訪問支援事業のご案内

この事業は、労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）、化学物質のリスクアセスメント及び令和4年に改正された労働安全衛生関係法令に基づく新たな化学物質規制の内容や、化学物質の危険有害性に関する知見の少ない事業場に対して、化学物質取扱作業に係る安全衛生指導の専門家を派遣して訪問支援（実地指導）を行うものです。

中小企業の事業場の現在使用されている濃度基準値設定予定の物質等の使用状況に合せて、以下の2コースから選択いただけます。

コース1：リスクアセスメント自律的管理定着支援コース

(a) 基本指導

事業場における化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベル・SDSに記載された危険有害性情報に基づくリスクアセスメントを実施し、事業場における新たな化学物質規制に基づく化学物質管理の促進に資するような指導を行います。

(b) 個人ばく露の測定とリスクアセスメントの実施

事業場において、化学物質取扱作業者の個人ばく露の測定を実施し、測定した結果を用いて、リスクアセスメントを実施します。

(c) 定着支援

訪問指導を実施した結果について、当該事業場に対して文書にてフィードバックします。また、当該事業場が自律的な管理に継続的に取り組んでいけるように、電子メール、電話等の手段により、労働安全衛生コンサルタント等による定期的なフォローアップを行います。

コース2：リスクアセスメント導入支援コース

(a) 基本指導

事業場における化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベル・SDSに記載された危険有害性情報に基づくリスクアセスメントを実施し、事業場における新たな化学物質規制に基づく化学物質管理の促進に資するような指導を行います。

(b) リスクアセスメント

CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）やコントロール・バンディング等の数値モデルを用いて、リスクアセスメントの導入支援を実施します。

※リスクアセスメントについて



(c) 定着支援

当該事業場が自律的な管理に継続的に取り組んでいけるように、電子メール、電話等の手段により、労働安全衛生コンサルタント等による定期的なフォローアップを行います。

お申込み期限：令和8年10月30日まで

※予定件数に達した場合、上記期限前にお申し込みを終了させていただきます。

お申込みはこちら

URL： <https://jashcon.or.jp/contents/project-r8-chemical>



<https://jashcon.or.jp/contents/project-r8-chemical>

令和8年度（第77回） 全国労働衛生週間について

令和8年度（第77回）全国労働衛生週間

準備期間：令和8年9月1日～30日

本週間：令和8年10月1日～10月7日

【スローガン】

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

- ▶ 全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて労働者の健康を確保することを目的としている。
- ▶ 厚生労働省が示している要綱において、化学物質に係る重点取組事項も列挙されている。

令和8年度「全国労働衛生週間」を10月に実施（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74929.html



各事業場で準備期間（令和8年9月1日～30日）に実施する事項 （要綱より抜粋）

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

（中略）

イ 化学物質による労働災害に関する事項

（ア）化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

各事業場で本週間（令和8年10月1日～7日）に実施する事項
（要綱より抜粋）

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

化学物質の法令改正に関する 問い合わせ例

問：

「製造」と「取扱い」の判断基準について教えてほしい。

- ▶ 化学物質管理者の資格要件は、リスクアセスメント対象物との関わり方が「製造」か「取扱い」かによって異なる。
- ▶ しかし、法令上は「製造」と「取扱い」の判断基準が明示されていない。
- ▶ これについて、厚生労働省が発出しているQ & Aで以下のとおり記載されている。

Q 2 - 1 - 3（化学物質管理者の選任義務化）：

工場でリスクアセスメント対象物を製造し、別事業場でラベル・SDSを作成している場合や、海外からリスクアセスメント対象物を輸入し、ラベル・SDSを作成している場合等、ラベル・SDSの作成のみを行う事業場も、化学物質管理者の選任が必要か？

A：

リスクアセスメント対象物の製造又は取り扱いを行っていない場合でも、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行っている事業場や、リスクアセスメント対象物を製造する事業場とは別の事業場でラベル・SDSを作成している場合は、当該ラベル・SDS作成を行う事業場においても化学物質管理者の選任が必要となります。

ただし、リスクアセスメント対象物を製造する事業場には該当しませんので、化学物質管理者の選任に当たって、特段の資格要件は設けませんが、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受講することを推奨しています。

また、事業場内で混合・調合して（化学変化を伴うものを含む）そのまま消費する場合も、物を製造して出荷しているわけではないので、「リスクアセスメント対象物の製造事業場」に該当しません。



https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ_20240228.pdf

問：（続き）

「製造」と「取扱い」の判断基準について教えてほしい。

▶ さらに、以下のようなQ & Aもある。

Q 2 - 1 - 4（化学物質管理者の選任義務化）：

化学物質管理者の選任において、リスクアセスメント対象物の製造事業場では専門的講習の受講が必要だが、リスクアセスメント対象物の小分けや破碎を行う事業場は製造事業場に該当するか？

A：

譲渡提供を目的として、混合や精製など、化学品の組成の変更を伴う作業を行う事業場は製造事業場に該当するため、化学物質管理者の選任にあたっては、専門的講習の受講が必要になります。一方、小分け・破碎は「取扱い」に該当し、化学物質管理者の資格要件はありません。

問：（続き）

「製造」と「取扱い」の判断基準について教えてほしい。

- ▶ 前掲のQ & Aを見ると、化学物質管理者の資格要件については「譲渡提供を目的」とするか否かで「製造」に該当するかどうかの判断が分かれていると言える。
- ▶ したがって、どのような用途であったとしても、自社内で完結している限りは、「製造」とはならない。

問：（補足）

「製造」と「取扱い」の判断基準について教えてほしい。

一方、製造許可物質（安衛法第56条関係）については、以下の通達がある。

- 1 労働安全衛生法第五六条の規定による製造の許可を受けるべき物質(以下「許可物質」という。)を購入販売し、又は輸入販売することは、同条に抵触しない。
- 2 許可物質の小分け(小分けとは、他の製造業者から購入し、又は輸入した製品で、容器に入れられたもの又は大形包装されたものを小型の容器に詰め替え、当該容器に新たにその業者の証紙を貼付して荷姿を整える行為)は、同条の製造に該当しない。
- 3 許可物質を製造する事業場以外の事業場において許可物質を希釈して濃度の異なる製剤にすることは同条の製造に該当しないが、**物質の構造や性状を変える行為、例えばヒドラゾトルエンに塩酸を加えてオルト-トリジン塩酸塩に転位させる行為又はオルト-トリジン塩酸塩に炭酸ナトリウムを加えたものをベースとし、オルト-トリジンにする行為は、オルト-トリジン又はその塩の製造であるから労働大臣の許可を必要とする。**

(昭和51年1月8日付け基収第1767号)

- ▶ 上記通達では「**物質の構造や性状を変える行為（中略）は（中略）製造である**」と明言されており、製造許可物質として見たときは、事業場内で該当物質が生成された瞬間に「製造」した扱いとなる。
- ▶ したがって、何をもって「製造」とするかは、文脈によっても異なってくることに注意が必要。

その他の情報

令和8年度SDS電子化補助金

<https://www.zeneiren.or.jp/sds/index.html>



58

令和8年度

SDS電子化補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等(SDS)の出力機能を有するシステムを導入するための経費について、補助金が交付されます！

申請期間

令和8年7月1日～令和8年11月30日

※制日前であっても予算の上限に達する場合等は受付を停止します。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

次のいずれかに該当する中小企業者

業種	常時使用する労働者の数	資本金の額又は出資の総額
①製造業等その他の業種 (②～④を除く。)	300人以下	3億円以下
②卸売業	100人以下	1億円以下
③サービス業	100人以下	5,000万円以下
④小売業	50人以下	5,000万円以下

※従業員数か資本金額等のいずれかを満たせば交付の対象になります。



補助金の詳細は、
全衛連HPをご参照ください。
申請様式もこちらからダウンロード
できます。
<https://www.zeneiren.or.jp/sds/index.html>

補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費、及び①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

- 以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。
 - 電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
 - 紙又はPDFのSDSを読み込む機能
- SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること(①で読み込んだデータを含む。)。また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限:補助対象経費の1/2、ただし上限100万円(千円未満切捨て)
また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。



○交付申請から補助金交付までの流れ

交付申請(システム導入前に申請が必要)

- 申請可能なシステムの基準の確認
- 見積書の取得(+割賦計画書)
- 交付申請(書類の提出)
期間:令和8年7月1日～令和8年11月30日
方法:下記の申請窓口宛てに郵送、電子メール、又はJグランツにてご提出ください。
書類審査(約1か月)
交付決定(原則、申請の翌月末まで)
- 交付決定通知の受け取り
交付決定後、速やかに通知いたします。

申請書類

※全衛連HPから指定様式をダウンロードしてください。

- SDS電子化補助金交付申請書(様式1)
- 事業概要書(様式1の別紙)
- 見積書の写し
- 誓約書(役員等名簿を含む。)(様式2)
- 令和7年度の労働保険料納付証明書等
- 申請対象システムの概要を記載した書面(任意様式)
- 割賦計画書(任意様式) ※割賦契約者のみ。

システム導入

- システム提供事業者により正式発注、補助対象経費の支払い(交付決定通知日以後に導入したシステムのみが対象です。)

補助金請求(システム導入後に請求が必要)

- 補助金請求書類の提出
期限:令和9年2月28日までに必着
方法:下記の申請窓口宛てに郵送、電子メール、又はJグランツにてご提出ください。
書類審査(約1か月)
支給決定(原則、請求の翌月末まで)
- 補助金の受け取り
支給決定後、速やかに通知を行い、
請求の翌月末までをめぐに指定の口座に振り込みます。

請求書類について

※全衛連HPから指定様式をダウンロードしてください。

- SDS電子化補助金請求書(様式5)
- 暴力団排除に関する誓約書(様式5の別紙)
- 納品書・請求書・領収書(又は銀行振込明細書)の写し
- 割賦契約書及び割賦支払実績が証明できる領収書等 ※割賦契約者のみ。
- 売買契約書の写し ※売買した場合のみ。
- 全衛連より提供する電子情報を補助対象システムで読み込みを行い、判読可能なSDSとして印字したもの
- システム導入に係るチェックシート(別紙) ※システム提供事業者の証明が必要。

申請窓口・相談窓口

公益社団法人全国労働衛生団体連合会

住所:〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラルビル5階

電話:03-6453-9969(平日 午前10時～午後4時30分)

メール:hajiyokin@zeneiren.or.jp

Jグランツ:<https://www.jgrants-portal.go.jp>

HP:<https://www.zeneiren.or.jp/sds/index.html>

厚生労働省主催 説明会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74553.html



59

労働安全衛生法に基づく



化学物質による労働災害防止のための自律的管理について



最新の法改正にも対応

「何を対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすくご紹介します。



開催日・会場

【北海道】10月15日(木) 札幌市教育文化会館
【大阪】10月26日(月) グランキューブ大阪
【福岡】12月2日(水) 博多国際展示場&カンファレンスセンター
【愛知】1月22日(金) ウィンク愛知
【東京】2月2日(火) KFC Hall&Rooms



\\全国47都道府県で開催!! 詳細は裏面をご覧ください!!

定員

対面 **100名** (一部オンライン併用予定) ※募集人数多数の場合、抽選とさせていただきます可能性があります。

対象

化学物質管理者、事業主等

主な説明内容

- ☒ 自律的管理の背景と必要性
- ☒ 自律的管理のポイント
- ☒ 2025年の法改正内容
- ☒ 災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務

参加無料!!

職場での化学物質管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、化学物質の製造・提供者が危険性・有害性情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者がその情報をもとにリスクアセスメントを実施して、ばく露低減措置を適切に実施する制度(自律的管理)が2024年4月から全面的に施行されています。2026年4月にはその対象物質は約2,900物質まで拡大されました。

また、2025年に公布された労働安全衛生法等の改正法では、危険性・有害性情報の通知(SDSの交付)義務違反に対する罰則(令和12年4月施行)、労働者が化学物質にばく露している程度を把握するための個人ばく露測定は作業環境測定士が行うこと(令和8年10月施行)などが規定されました。

この説明会では、化学物質管理者の方を中心に、自律的管理のポイントや2025年の法改正内容を分かりやすく解説します。ぜひご参加ください。

申込先

<https://forms.gle/9qbxUK14qTwwJE886>

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます!



問合せ先

厚生労働省委託事業 労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局
(受託者:三松堂ホールディングス株式会社)
メールアドレス: j-saito@sanshodo.co.jp 電話番号: 03-6823-5362 担当者: 齋藤

都道府県	日付	時間	会場 / 住所	都道府県	日付	時間	会場 / 住所
北海道	10/15 (木)	15:00 17:00	札幌市教育文化会館 札幌市中央区北1条西13丁目7	滋賀	9/9 (水)	14:00 16:00	ピアザ浜海 大津市におの浜1丁目1-20 2階
青森	8/27 (木)	14:00 16:00	八戸市福祉公民館 八戸市磯家4丁目3-1	京都	10/27 (火)	14:00 16:00	京都テルサ東館 京都市南区東九条下殿田町70
岩手	8/28 (金)	14:00 16:00	盛岡市みたち3丁目38-20	大阪	10/26 (月)	14:00 16:00	グランキューブ大阪 大阪市北区中之島5丁目3-51 2階
宮城	8/26 (水)	14:00 16:00	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分3丁目3-7	兵庫	12/10 (木)	14:00 16:00	兵庫県学校厚生会 神戸市中央区北長狭通4-7-34
秋田	9/1 (火)	16:00 18:00	秋田県立センターALVE 秋田市東通町4-1	奈良	10/8 (木)	14:00 16:00	奈良県コンベンションセンター 奈良市三条大路1丁目1-691-1
山形	9/2 (水)	14:00 16:00	生涯学習センター遊学館 山形市藤町1丁目2-36 遊学館2階	和歌山	1/8 (水)	14:00 16:00	和歌山城ホール 和歌山市七番丁25-1
福島	8/31 (月)	15:00 17:00	コラッセふくしま 福島市三河町1番20号	鳥取	9/16 (水)	14:00 16:00	米子市文化ホール 米子市東広町293
茨城	10/7 (水)	14:00 16:00	水戸市民会館 水戸市泉町1丁目7番1号	島根	9/17 (木)	14:00 16:00	松江テルサ 松江市朝日町478-18
栃木	10/20 (火)	14:00 16:00	総合文化センター 宇都宮市本町1-8	岡山	11/11 (水)	14:00 16:00	岡山国際交流センター 岡山市北区幸通町2丁目2-1
群馬	11/26 (木)	14:00 16:00	Gメッセ群馬 高崎市若押町12-24	広島	11/12 (木)	14:00 16:00	RCC文化センター 広島市南区松原町9-1 6階
埼玉	12/14 (月)	14:00 16:00	ソニックスシティ市民ホール さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 4階	山口	12/3 (木)	14:00 16:00	海峡メッセ下関 下関市東前田町3丁目3-1
千葉	2/3 (水)	14:00 16:00	市川市文化会館 市川市大和1丁目1-15	徳島	1/12 (水)	14:00 16:00	あわぎんホール 徳島市藍場町2丁目14
東京	2/2 (火)	14:00 16:00	KFC Hall&Rooms 墨田区横綱1丁目6-1	香川	1/13 (水)	14:00 16:00	サンポートホール高松 高松市サンポート2-1
神奈川	9/25 (金)	14:00 16:00	産業振興センター 横浜市中区尾上町5-80	愛媛	1/18 (水)	14:00 16:00	TKP 松山市駅前カンファレンスセンター 松山市千舟町4-3-7 2階
新潟	11/25 (水)	14:00 16:00	朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号	高知	1/19 (火)	14:00 16:00	高知県教育会館 高知市丸の内2丁目1-10
富山	11/18 (水)	14:00 16:00	富山国際会議場 富山市大手町1番2号	福岡	12/2 (水)	14:00 16:00	博多国際展示場&カンファレンスセンター 福岡市博多区東光2丁目22-15
石川	11/17 (火)	14:00 16:00	金沢市文化ホール 金沢市高岡町15-1	佐賀	1/27 (水)	14:00 16:00	ミズウエルビーホール 佐賀市日の出1丁目21-10 2階
福井	11/16 (月)	14:00 16:00	AOSSA 福井県福井市手寄1丁目4-1	長崎	1/28 (水)	14:00 16:00	出島メッセ長崎 長崎市尾上町4-1
山梨	10/22 (木)	14:00 16:00	リッチダイヤモンド総合市民会館 甲府市青沼3丁目5-44 2階	熊本	12/22 (火)	14:00 16:00	熊本城ホール 熊本市中央区桜町3番40号
長野	10/1 (木)	14:00 16:00	生涯学習センター 長野市南沢1271-3	大分	12/1 (水)	14:00 16:00	J:COMホルトホール 大分市金池南1丁目5-1
岐阜	1/21 (木)	14:00 16:00	岐阜文化センター 岐阜市金町5丁目7-2	宮崎	11/30 (月)	14:00 16:00	宮崎市民文化ホール 宮崎市山手山3丁目25-3
静岡	12/18 (金)	14:00 16:00	グランシップ 静岡市駿河区東静岡2丁目3-1	鹿児島	12/23 (水)	14:00 16:00	サンプラザ天文館 鹿児島市東千石町2-30 3F
愛知	1/22 (金)	14:00 16:00	ウィンク愛知 名古屋市中村区名駅4丁目4-38	沖縄	2/5 (金)	14:00 16:00	なは市民活動支援センター 那覇市銘河2丁目3-1 2階
三重	10/9 (金)	14:00 16:00	三重総合文化会館 津市一身田上津部田1234				

※諸事情により、開催会場が変更となる場合がございます。
最新情報は申込フォームにて、ご確認をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

局所排気装置等の基礎知識 及び 性能管理について

《局所排気装置・プッシュプル型換気装置等の改善事例のご紹介》

令和8年(2026年)作業環境測定説明会

労働衛生コンサルタント(衛生工学)
河合弘憲

作業場の労働衛生上の 5つの環境因子

空間環境

- ・部屋の広さ確保
- ・動き回れる空間
- ・レイアウト変更
- ・整理、整頓された空間

視環境

- ・明るさ・採光方法
- ・照明方法・グレア
- ・ちらつき・色彩 ・VDT

温熱環境

- ・温度・湿度・感覚温度
- ・冷暖房条件
- ・気流の状態

音環境

- ・有害な騒音 レベル 85 dB～
- ・不快な音色
- ・リラックスできる音

空気環境

- ・ガス・蒸気・粉じん空気の汚れ
- ・臭気・浮遊粉じん
- ・タバコの煙

環境改善



快適な職場環境の形成に！

どのような作業場が対象となるか？

- 有機溶剤を扱う業務 有機溶剤中毒予防規則
- 化学物質を扱う作業 特定化学物質障害予防規則
- 粉じんを扱う作業 粉じん障害防止規則
- 鉛業務 鉛中毒予防規則

(例) 有機溶剤中毒予防規則

有機溶剤の種類 (有機則第1条)

- ・第1種有機溶剤:四塩化炭素など 7物質
- ・第2種有機溶剤:トルエン、キシレンなど 40物質
- ・第3種有機溶剤:ミネラルスピリットなど 7物質

設置しなければならない装置 (有機則第5条)

第1種 及び第2種有機溶剤を使用して作業(有機溶剤業務)
を行う場合は局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を
設置しなければならない

※使用量が極端に少ない場合は適用除外の対象になる場合がある／第2条

特定化学物質等障害予防規則

- 第1類及び第2類物質を取扱う作業場所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置しなければならない
(規則第4、5条)
- 第1類、第2類物質 (規則第2条)
 - ・第1類:ジクロルベンジジン及びその塩など7物質
 - ・第2類:アクリルアミドなど36物質
 - ・第3類:アンモニアなど

粉じん障害防止規則

- ・ 特定粉じん発生源(規則第2条)
規則別表第2に掲げる箇所をいう(15作業)
- ・ **特定粉じん発生源**については、湿潤な状態に保つ、密閉する設備を設置する、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置しなければならない(規則第4条)

(規則別表第3＝呼吸用保護具の使用)

⇒有効な換気装置を設置することでマスクの着用義務はなくなる

粉じん障害防止規則

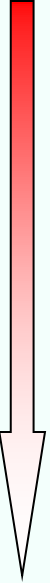
特定粉じん発生源（規則別表第2）略記

1. 坑内の**鉱物等**を動力により掘削する箇所
2. **鉱物等**を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所
3. **鉱物等**をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. **鉱物等**をコンベヤーへ積み込み又は積み卸す箇所
5. 屋内の**岩石又は鉱物**を動力により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の**研ま材**の吹き付けにより、研まし、又は**岩石**若しくは**鉱物**を彫る箇所
7. 屋内の、**研ま材**を用いて動力により、**岩石、鉱物**若しくは**金属**を研まし、若しくはばり取りし、又は**金属**を裁断する箇所
8. 屋内の、**鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはく**を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所
9. 屋内の、**セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタン**を袋詰めする箇所
10. 屋内の、**粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物**を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. 第12号～第14号までに掲げる作業(**ガラス製造等含む**)のうち、屋内の**原料**を混合する箇所
12. **耐火レンガ又はタイル**を製造する工程において、屋内の**原料**を動力により成形する箇所
13. 第13及び14号までに掲げる作業(**陶磁器、耐火物等**)のうち、屋内の、半製品又は製品を動力により仕上げする箇所
14. 屋内の、型ばらし装置を用いて**砂型**をこわし、若しくは**砂**落としし、又は動力により**砂**を再生し、**砂**を混錬し、若しくは**鋳ばり等**を削り取る箇所
15. 屋内の手持式溶射機を用いないで**金属**を溶射する箇所

作業環境管理の工学的対策

有害物質の工学的対策

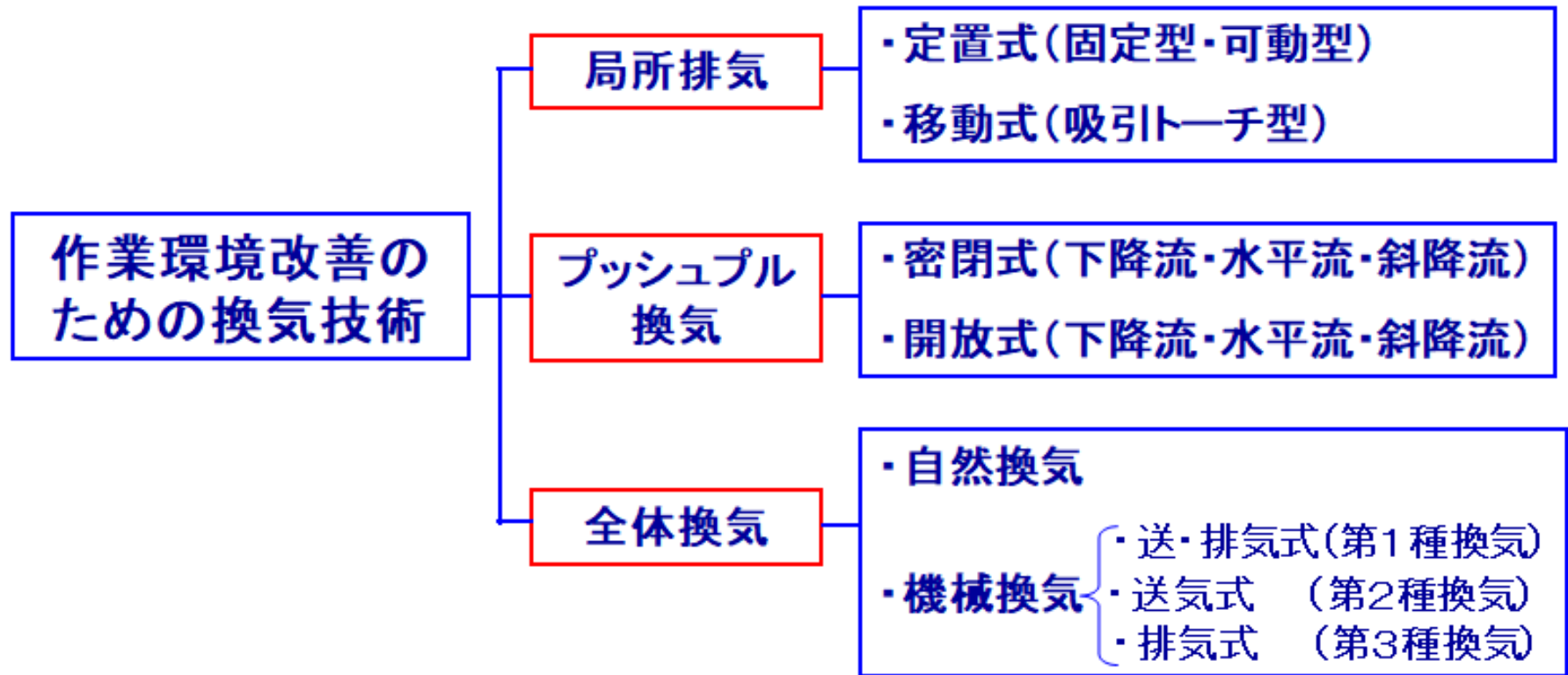
有害物質に対するばく露を少なくするために次の9の手法（リスク 低減措置）が用いられる

- 
- ① 有害物質の製造、使用の中止、有害性の少ない物質へ転換
 - ② 有害物質の消費量の抑制
 - ③ 作業方法の改良による有害物質発散防止
 - ④ 有害物質の発散源となる設備の密閉・囲い込み
 - ⑤ 自動化、遠隔操作で有害物質と作業者を隔離
 - ⑥ **局所排気**による有害物質の拡散防止
 - ⑦ **プッシュプル換気**による有害物質の拡散防止
 - ⑧ 全体換気で有害物質の希釈排出「拡散防止ではない」(濃度低減)
 - ⑨ 多様な発散防止抑制措置に係る特例許可制度(平成24.7～)
- 3割
- 7割

これらの手法は、複数の方法を組み合わせて実施する方が少ないコストで高い効果を得られることが多い。

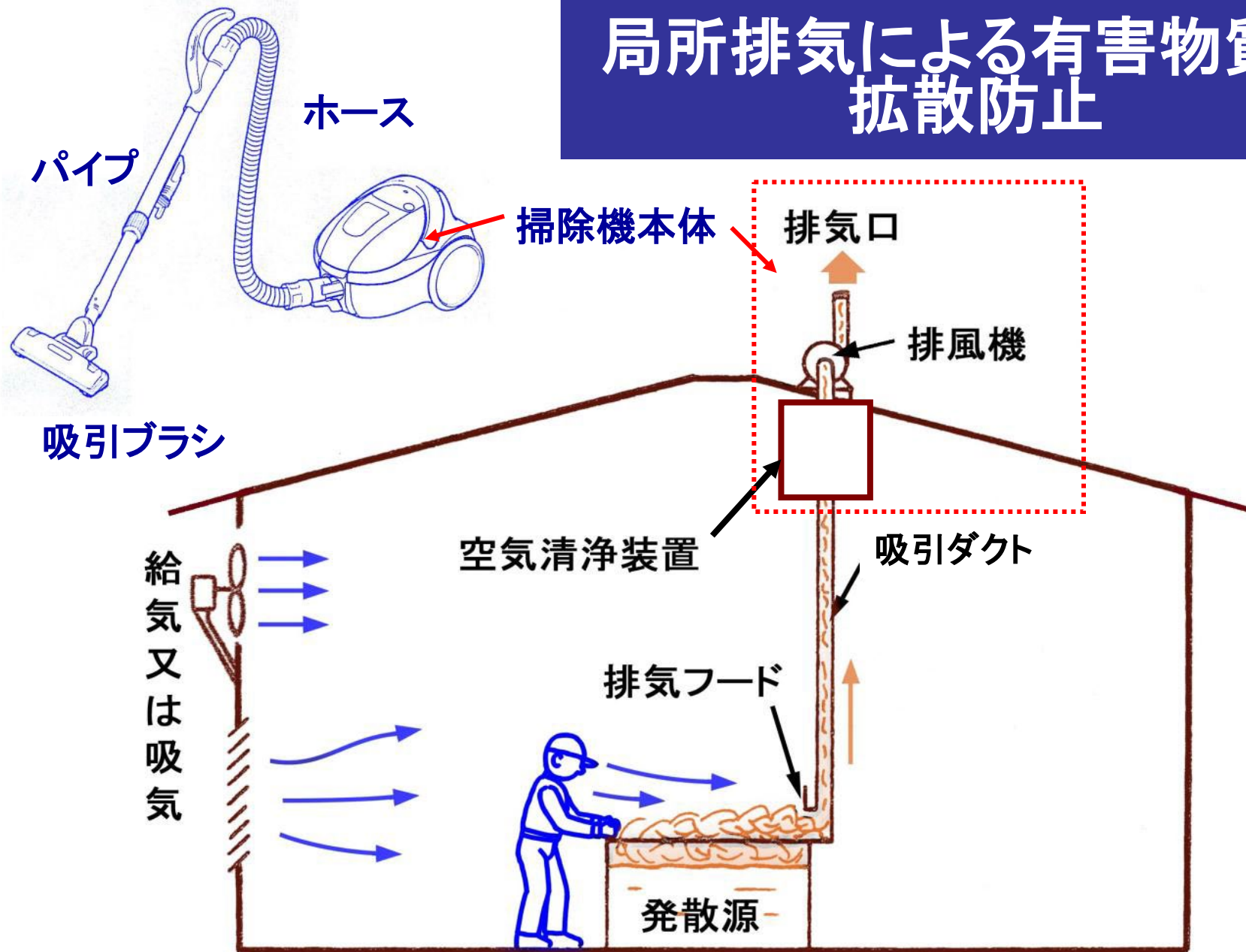
換気技術

(気流を利用して環境をコントロールする技術)

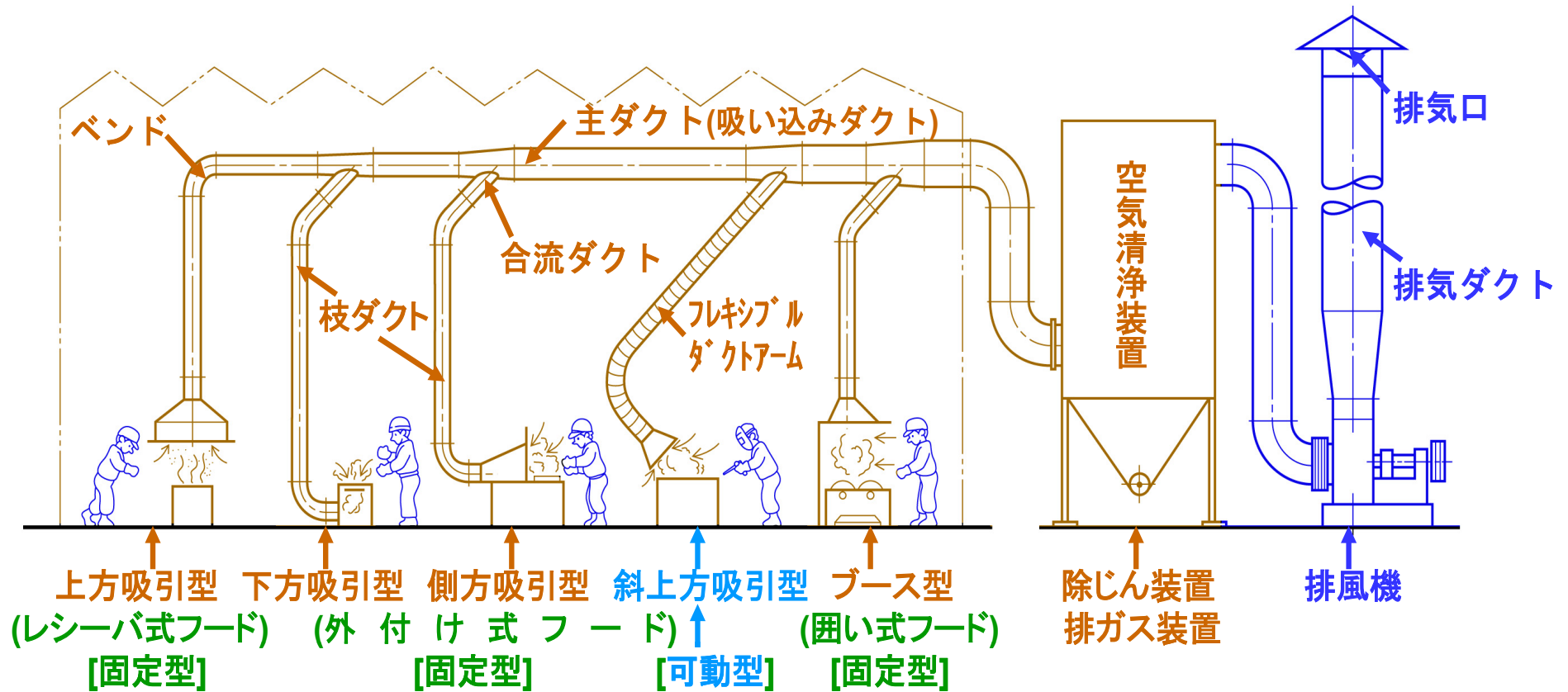


局所排気装置の基礎知識

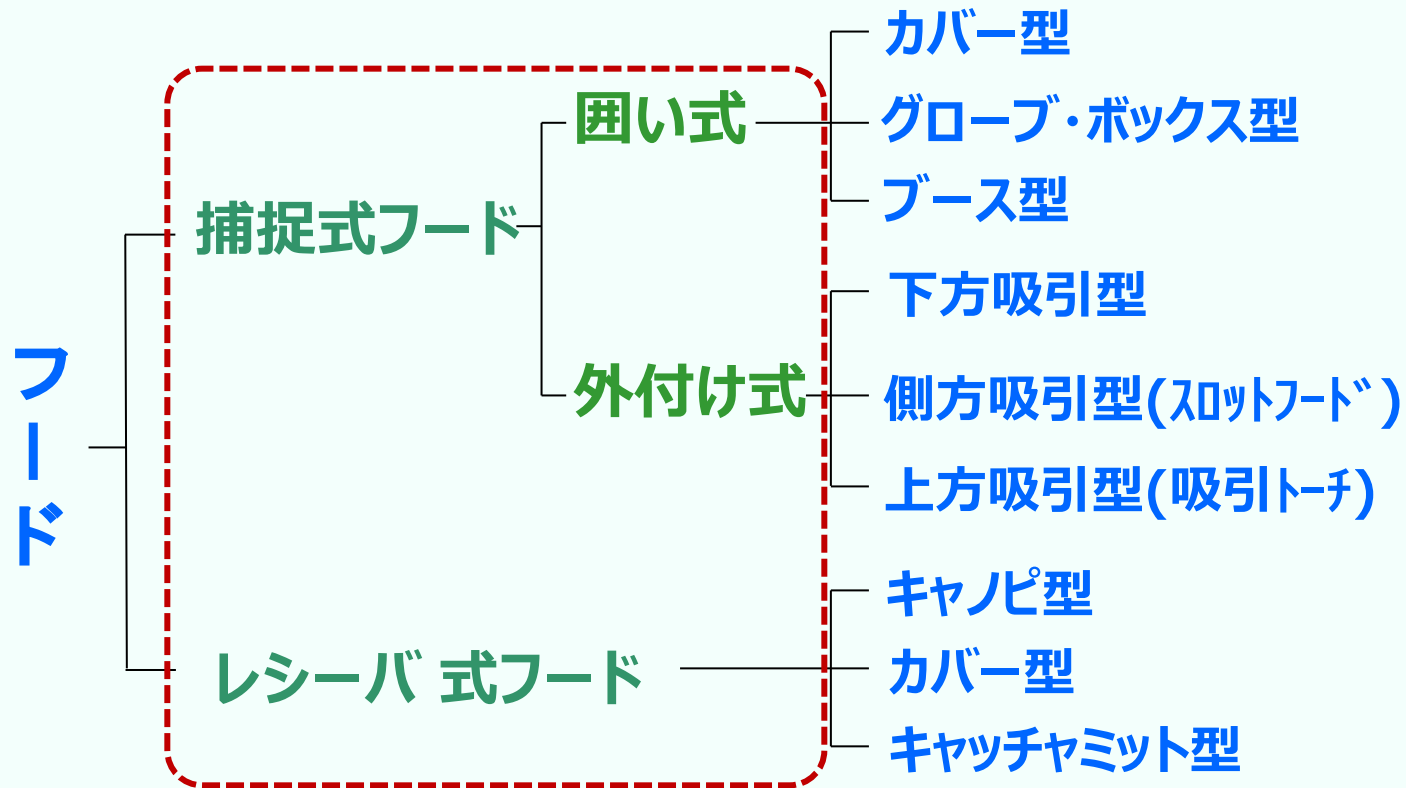
局所排気による有害物質の 拡散防止



局所排気装置の構造図



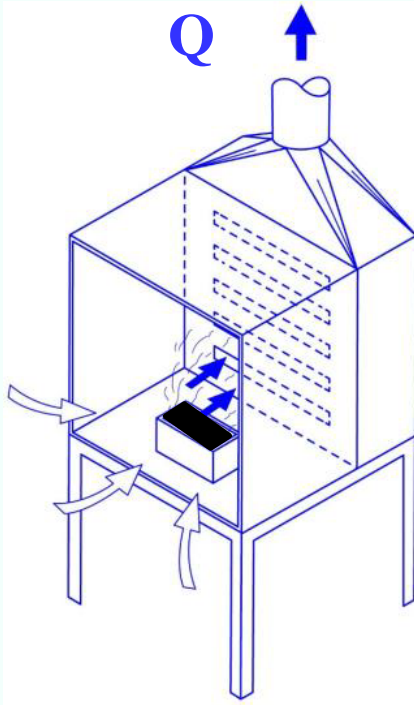
局排フードの分類と型式



基本的な 局排フードの分類

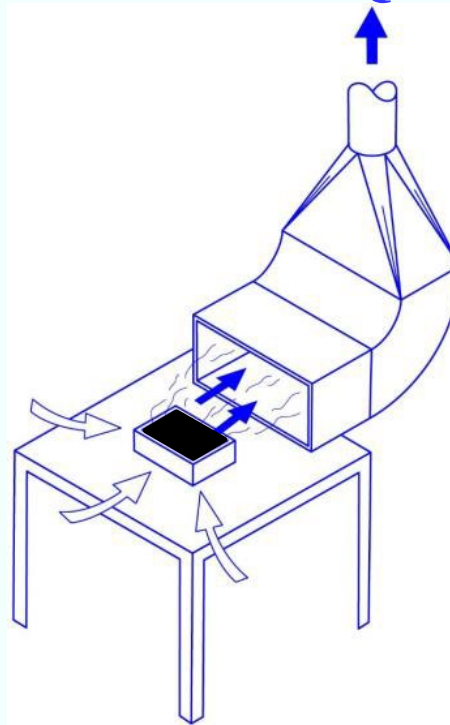
排风量:

Q



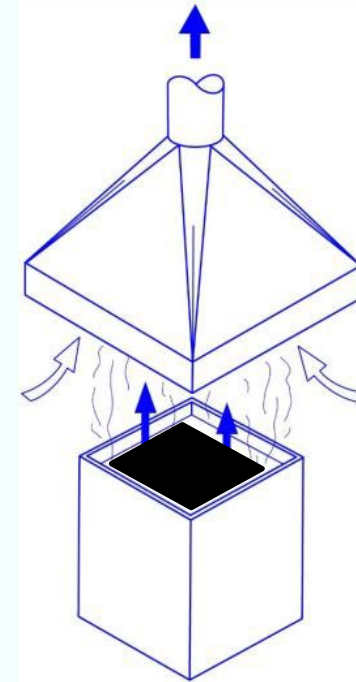
囲い式フード
(ブース型)

Q



外付け式フード

Q



レシーバ式フード

囲い式フード



外付け式フード



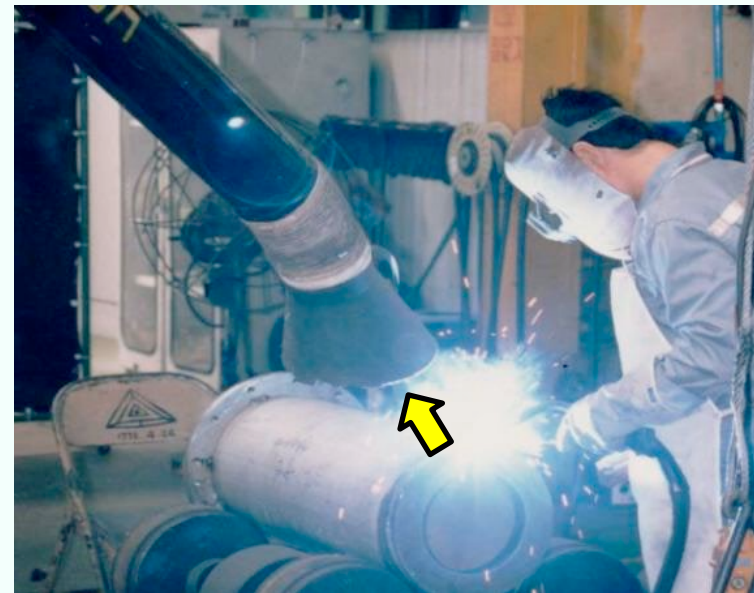
レシーバ 式フード



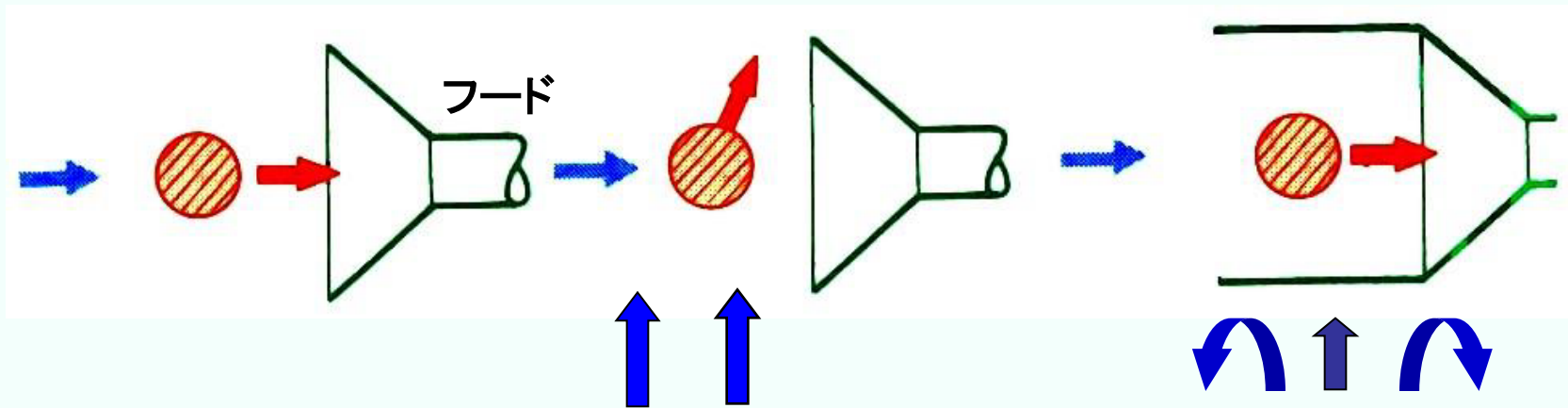
移動式 局所排気装置 例 溶接ヒュームコレクター



外付け式フード
(斜上方吸引型)



フードは、なぜ囲い式がよいのか



乱れ気流がなければ有害物質はすべて捕捉

乱れ気流の影響受け、フード開口面及び発散源近くの気流が制御できないが作業性がよい

囲い式フードは外付け式フードに比べて乱れ気流の影響受けないが作業性に劣る

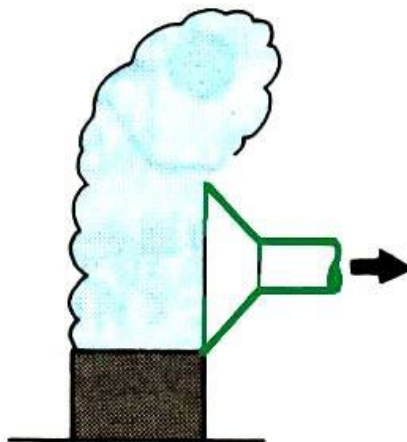
レンジバ式フード

(熱源がある場合)

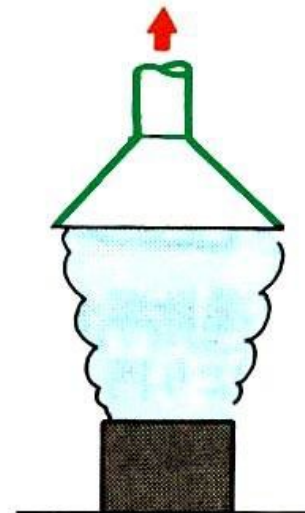
キャノピ型フード



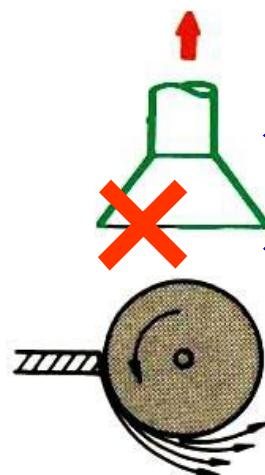
熱気流は
対流で上昇



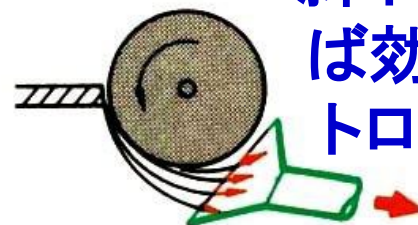
横向きに吸引
するより



上に吸引する方
が効果がよい



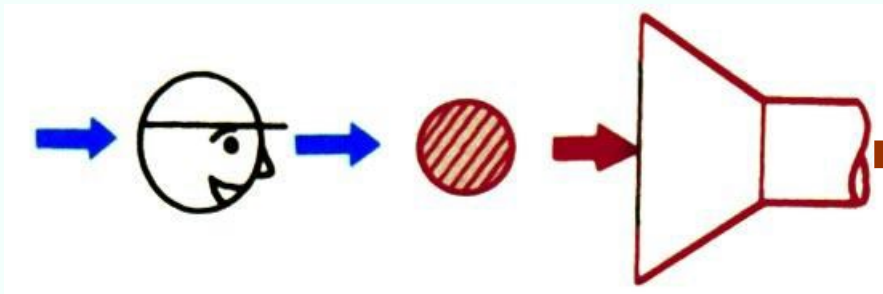
グラインダーの粉
じんを上へ吸引す
ることはできない



斜下に吸引すれ
ば効果的にコン
トロールできる

作業者と発散源の位置関係

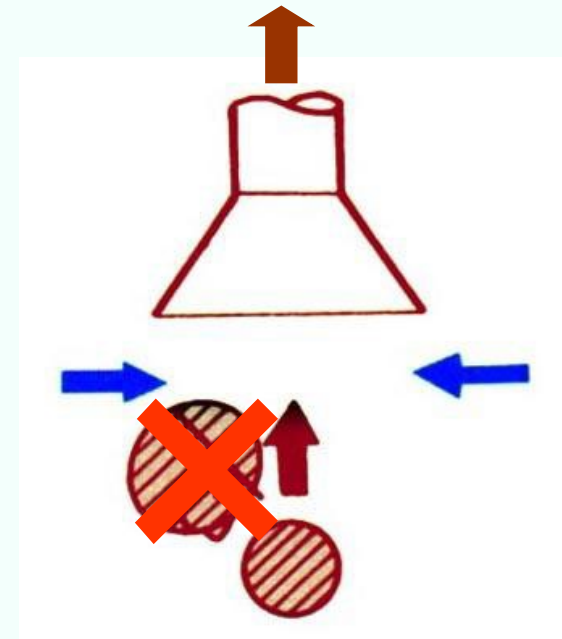
作業者が有害物の発散源（汚染源）とフードの間に入らないよう配慮



(1) 作業者が発散源とフードの間に
入らないようにすれば汚染気流
にばく露しない。



(2) 作業者が発散源とフードとの間に
入れば汚染気流にばく露する。



(3) 上方吸引（キャノピー）
の下に顔を突っ込むと
汚染気流にばく露する。

局所排気装置の構造要件

厚生労働省令で規定

- ① フード：発散源ごとに設けられ、かつ外付け式フードにあっては発散源にできるだけ近い位置に設けられること。

(場所、作業、有害物の性質及び発散方向、形、大きさ、吸込み方向作業の邪魔にならない位置、作業者が発散源とフードの間に入らない位置)

- ② ダクト：長さはできるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、粒子状物質を吸引する局所排気装置のダクトは適当な個所に掃除口を設ける等、内部の掃除ができる構造であること。

局所排気装置の構造要件

- ③ 空気清浄装置：有害物の性質と濃度に応じた方式、排気口濃度を基準値以下に下げられる性能を有すること。
- ④ 排風機：空気清浄装置が設けられている局所排気装置にあつては、原則として、排風機が清浄化された空気の通る位置に設けられていること。
(通気抵抗に負けない静圧、有害物質の吸込みに必要な制御速度を確保できる能力)
- ⑤ 排気口：排気口は直接屋外に排気できる場所に設けること。

有機溶剤中毒予防規則（局所排気装置の性能 第16条）

局所排気装置のフードの吸引性能について

フード形式	吸引方向	制御風速 (m/s)	備考
囲い式	なし	0.4	
外付け式	側方吸引型	0.5	
	下方吸引型	0.5	
	上方吸引型	1.0	望ましくない

労働安全衛生法の性能・構造要件に合致するものでなければなりません

- ・局所排気装置
- ・プッシュプル型換気装置
- **事前の設置届(計画の届け)**を提出
- **法規則で決まっている性能要件・構造要件**に合致する内容

労働安全衛生法の規定
(労働安全衛生法第88条)により
工事開始の30日前までに
所轄の労働基準監督署へ
設置届(計画の届け)を提出しなければなりません。



設置届出書類一覧

No	書 類 名	書類様式	記載内容
①	設置届(法令様式)	様式第20号	届出の概要
②	有害物質を取り扱う業務の概要		
③	摘要書(法令様式)	様式第25号 様式第26号	局所排気装置 プッシュプル型換気装置
④	計算書(フードの設計計算書)		フードの設計計算 (性能／風量／見取り図)
⑤	計算書 (ダクト系の圧力損失計算書)		送排風機等の選定を行うためのダクト系の圧力損失の計算書
⑥	装置各部、装置全体図		
⑦	送排風機器の性能特性図・仕様書 外形図面等		機器メーカー資料等
⑧	作業場の図面及び 建屋、敷地全体を示す図面		
⑨	周辺の状況及び四隣との関係を示す図面		
⑩	工場案内図		

設置届出書（様式第20号） 記載例

様式第20号（第85条、第86条関係）

~~建設物~~

機 械 等設置・~~移転~~・~~変更~~届

事業の種類	電気機械器具 製造業	事業場の名称	株式会社		常時使用する 労働者数	678	
設置地	右に同じ。		主たる事務所 の所在地	電話			
計画の概要	有機溶剤業務に係わるプッシュプル型換気装置の設置。						
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等		取 扱 量		従 事 労 働 者 数		
	第二種有機溶剤 (MEK、トルエン、スチレン)		MEK	2.30 kg/月	男	女	計
			トルエン	0.63 kg/月	4	0	4
		スチレン	2.30 kg/月				
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要			電気使用設備 の定格容量	6300kw	
工事着手予定 年 月 日	令和 7 年 12 月 1 日		工事落成予定 年 月 日	令和 7 年 12 月 20 日			

令和 7 年 10 月 20 日
労働基準監督署長 殿

事業者 職 氏名



局所排気装置 と プッシュプル型換気装置の 性能検査

- ・省令の規定に基づく点検（はじめて使用する際の点検）
- ・省令の規定に基づく日常点検（作業主任者等による）
- ・安衛法第45条の規定に基づく定期自主検査
 - 局所排気装置の定期自主検査指針 （公示第1号）
 - プッシュプル型換気装置の自主検査 （公示第2号）
 - 除じん装置の定期自主検査指針 （公示第3号）

（平成20年3月27日公示）

局所排気装置等の定期自主検査項目について

1. フード、ダクト、ファンの損傷等の有無
2. ダクト・排風機の粉じん堆積状態
3. 排風機の注油状態
4. ダクト接続部の緩み
5. ベルトの作動状態
6. 給排気能力（風量・風速測定）
7. その他性能保持に必要な事項

検査の進め方

検査項目は、厚生労働省令の指針に準じた順序で示されているが、実際に検査を行う際の順序はこれに拘る必要はない。

例えば、フード、ダクト、除じん装置などの外観検査を行い、次にそれらの内部の磨耗、腐食、粉じんのたい積の検査、その次にスモークテスターを用いてフード前面の吸い込み気流の状態の観察、続いて風速計を使って吸引風速を測定し、制御風速を満たしているかどうかを確認する。
最後に電動機とファンの検査、という順序で実施してもよい。

定期自主検査は、局所排気装置等の不具合な状態の性能を調べるのではなく、不具合の原因を調べて補修することにある。

定期自主検査で準備すべき測定機器等

・ 必ず準備すべき機器

- (1) スモークテスター
- (2) 熱線風速計等直読式風速計
- (3) ピトー管及びマノメータ
- (4) 温度計(表面温度計、ガラス温度計)
- (5) テスター
- (6) スケール
- (7) キサゲ、スパナ等の手回り工具
- (8) テンションメータ
- (9) 聴音器又はベアリングチェッカー
- (10) 絶縁抵抗計

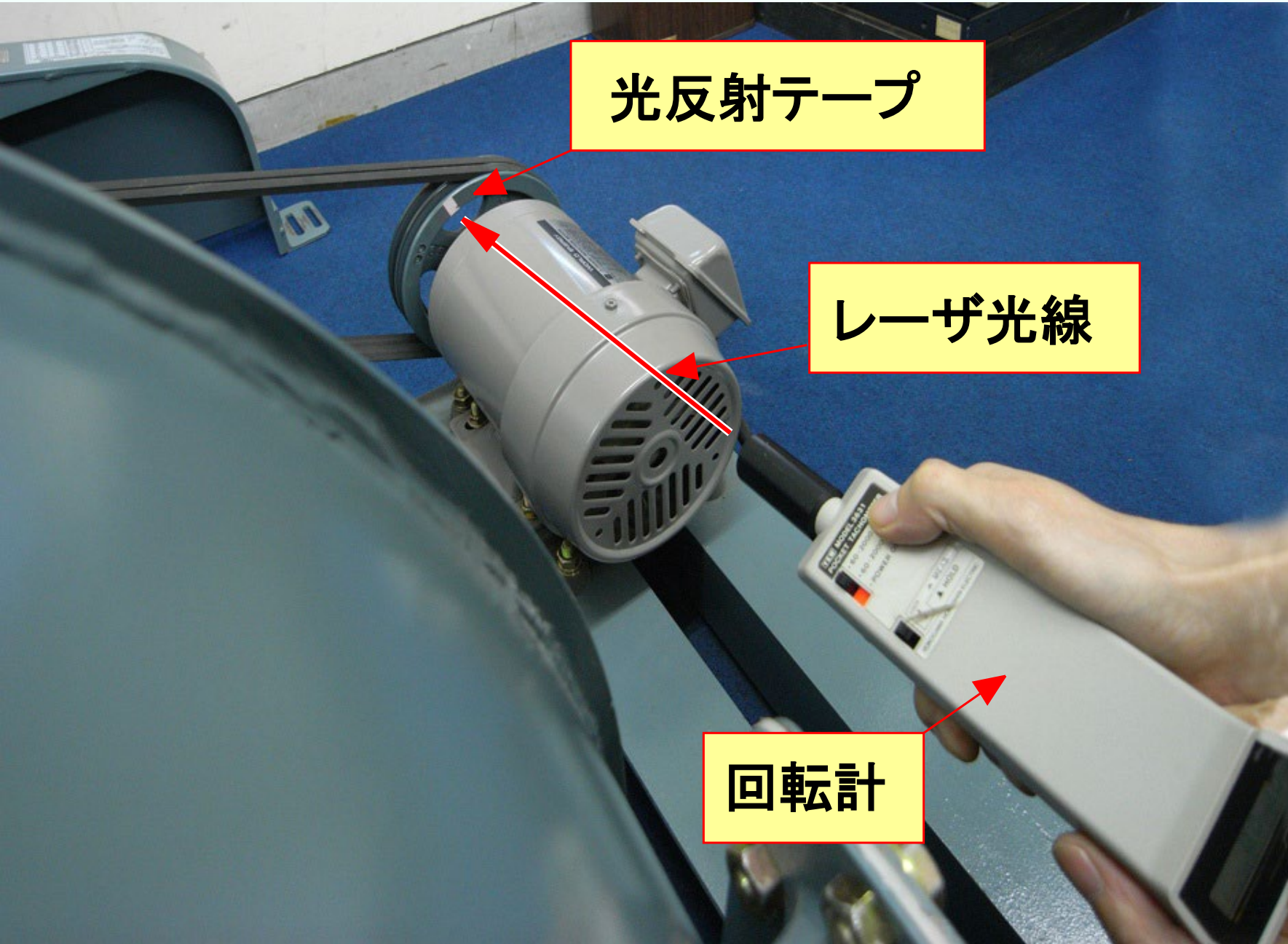
・ 必要に応じて準備すべきもの

- (1) 微差圧計
- (2) テストハンマー又は木ハンマ
- (3) 振動計
- (4) 粉じん、ガス等の濃度測定器
- (5) 回転計
- (6) クランプメータ又は検電器
- (7) その他(超音波厚さ計、特殊治具)









光反射テープ

レーザー光線

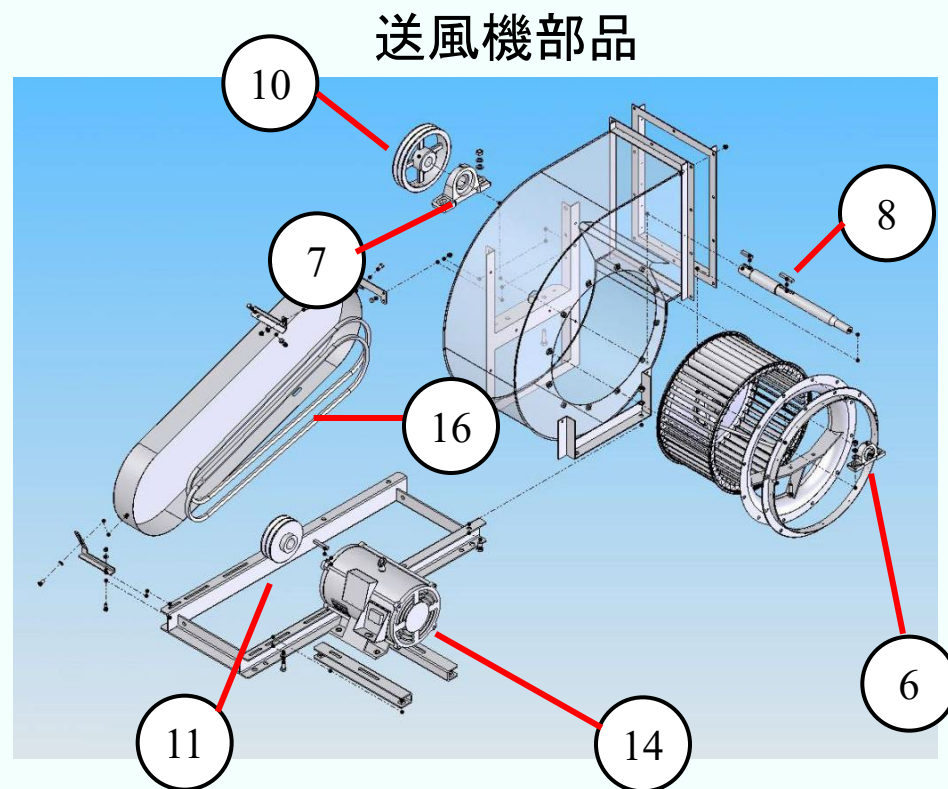
回転計



送風機の部品は消耗品の為、定期的な点検・交換が必要になる

ベルト駆動式送風機の
主要交換部品と交換周期(目安)

部品 番号	部品名	交換 周期
8	主軸	10年
6,7	軸受	3年
10,11	Vプーリー	5年
16	Vベルト	1年
14	電動機	10年



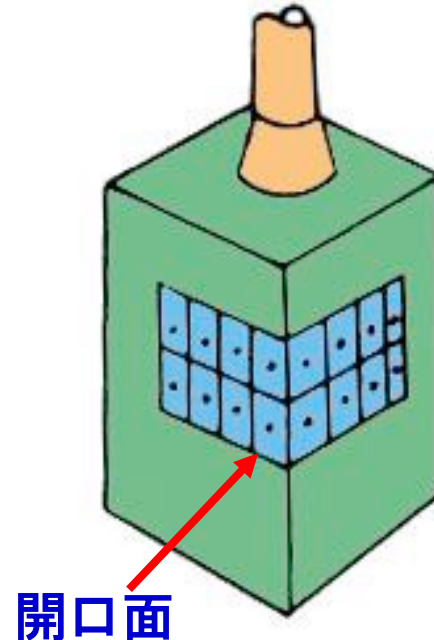
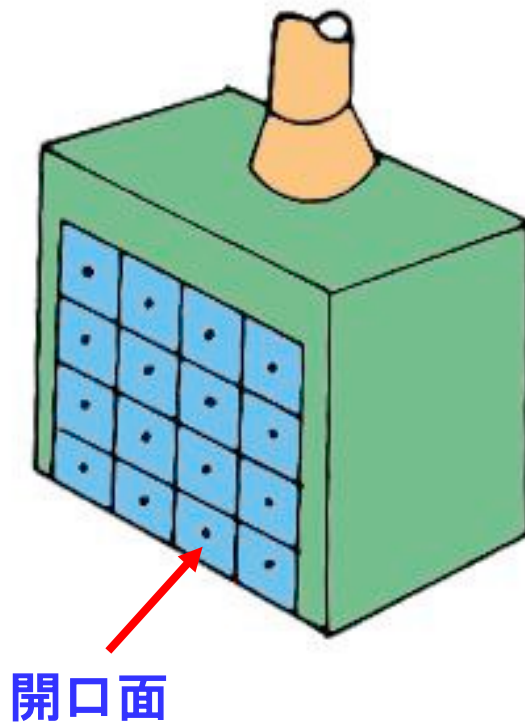
※1年当りの運転時間を3,000時間とした場合の交換周期です。
(300日/年:10時間/日)

【参考文献】
一般社団法人日本産業機械工業会
「空調用送風機」部品の保守・点検ガイドライン

フードの吸引能力 検査

囲い式およびブース型 フードの制御風速の検査

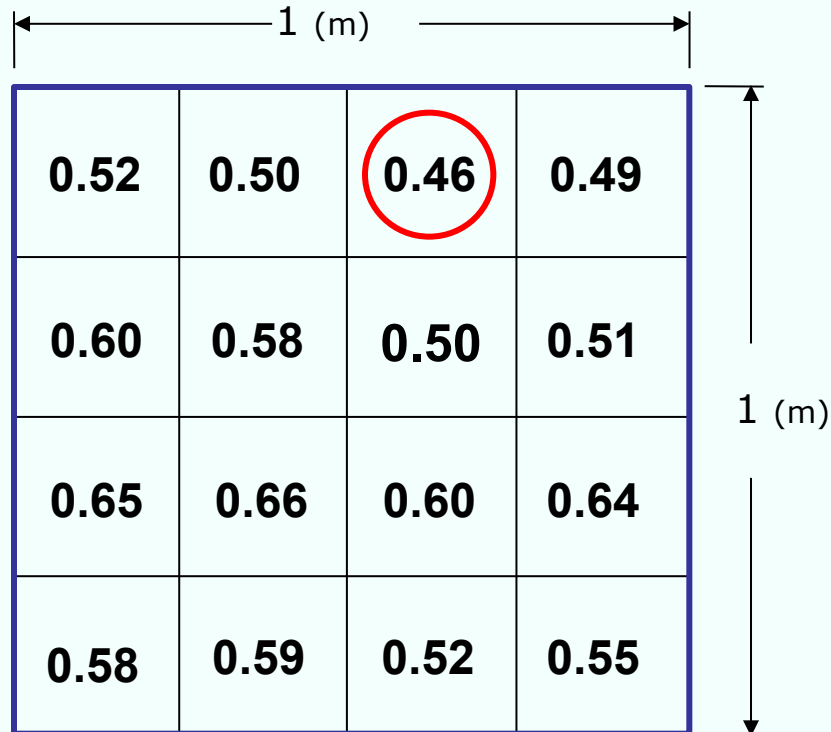
制御風速: 開口面における最小速度



・印は、フードの開口面をそれぞれの面積が等しく、かつ、一辺が0.5m以下となるように16以上(フードの開口面が著しく小さい場合には、2以上)の部分に分割した各部の中心であって、吸込み気流の速度を測定する位置を示す。

囲い式フードの評価例

(開口面の風速分布・制御風速・k値(バラツキ)・風量)



フードの開口面の風速分布

平均風速 (m/s)	制御風速 (m/s)	k値 (ー) バラツキ	風量 (m³/min)
0.56	0.46	1.22	33.6

- ・制御風速 = 開口面風速分布の最小風速
- ・k値 = 平均風速 / 制御風速
- ・風量 = $60 \cdot A \cdot \text{平均風速}$
= $60 \cdot A \cdot \text{最小風速} \cdot k$

※ $A=1\text{m}^2$ (フード開口面積)

指向性 熱線式風速計

センサー部

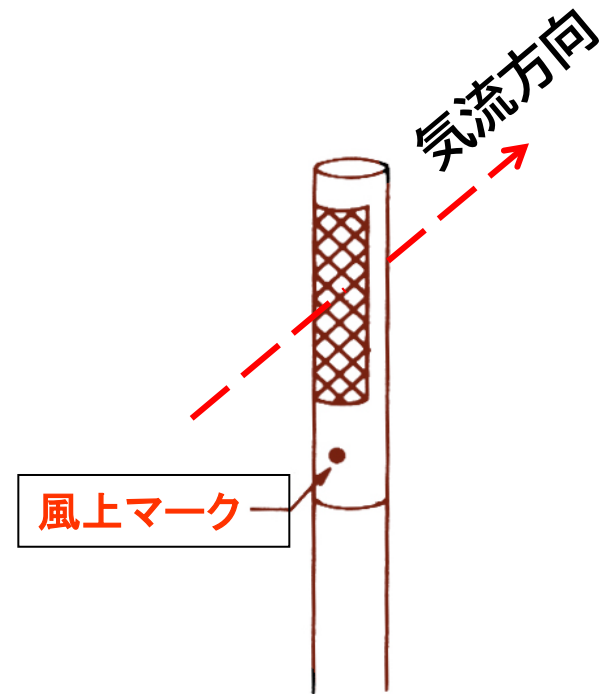
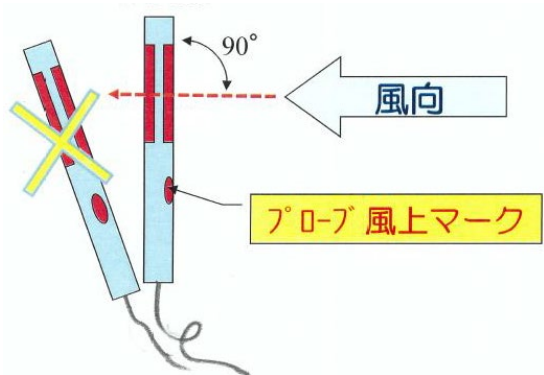


0~1.0 m/s 程度
の微風速が計測
できる



風速計のセンサー部

センサーは、気流
に対して直角にし
て計測



指向性のセンサー

スモークテスターについて

スモークテスター(発煙管)は、ガラス管内に封入された発煙剤が封入された気流検査用具で、そのガラス管の両端を切り取り、これにゴム球を装着して空気を挿入し、空気中の水分と発煙剤を反応させ、白煙を放出させる。

この煙で気流の流れ具合、方向、速度(目安)をみる。
主にフードや、ドラフトチャンバーの吸引気流の状況を調べて機能検査ができる。

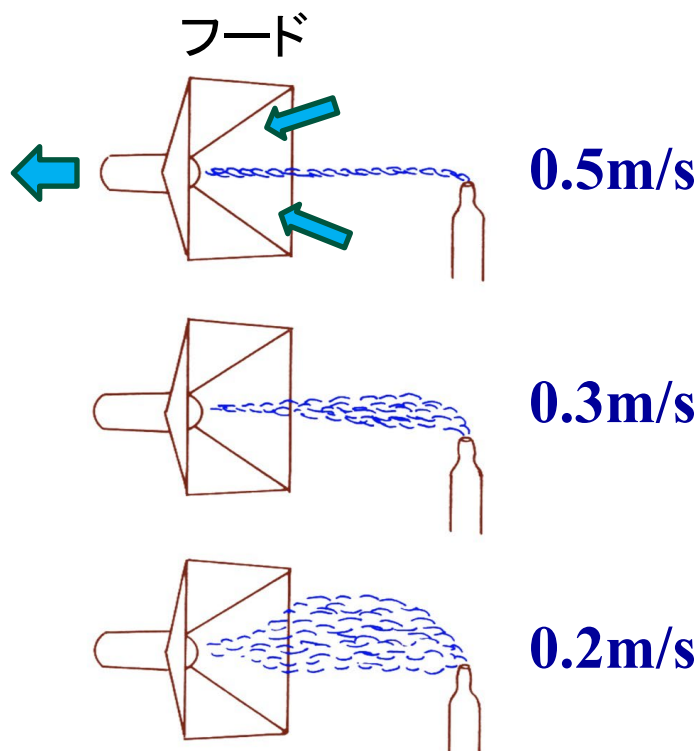
(反応原理)

発煙剤に含まれる塩化スズが空気中の水分と反応し、クロロスズ酸と呼ばれる白色化合物を発生する。

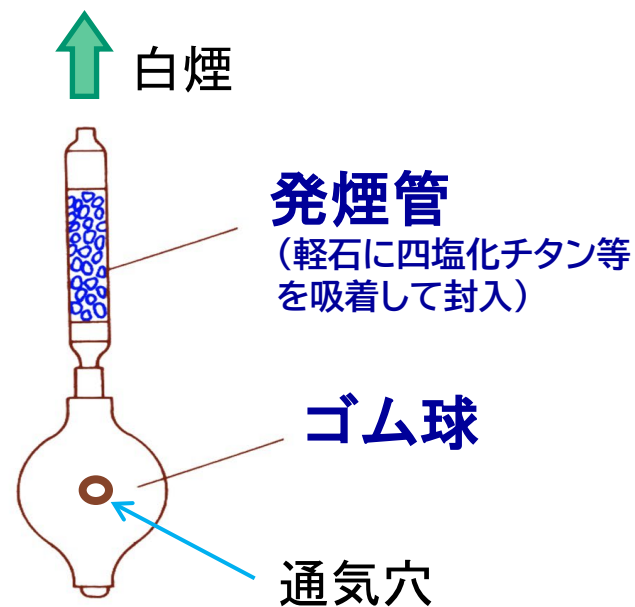
白煙は、粘膜を刺激するため、吸わないように注意する。 また、周囲の金属類等を腐食させ易いので接触には注意する。

スモークテストセット No.500(従来品)	
	
7,500円	
300回(発煙管1箱 6本入 1本あたり50回)	
1回25円	
発煙管No.501 1箱(6本入)	
	
2,700円	
300回(発煙管1箱 6本入 1本あたり50回)	
9.0円	
可能だが、開封後は発煙剤と水分が徐々に吸着し時間経過で不可となる	
多量に吸入すると有害	
大量曝露で恐れあり	
あり(粘膜等)	
https://www.gastec.co.jp/files/user/asset/pdf/sds/501.pdf	

スモークテスター（発煙管）の構造



発煙管の煙の流れ状態と
気流速度の目安



スモークテスター

囲い式の例

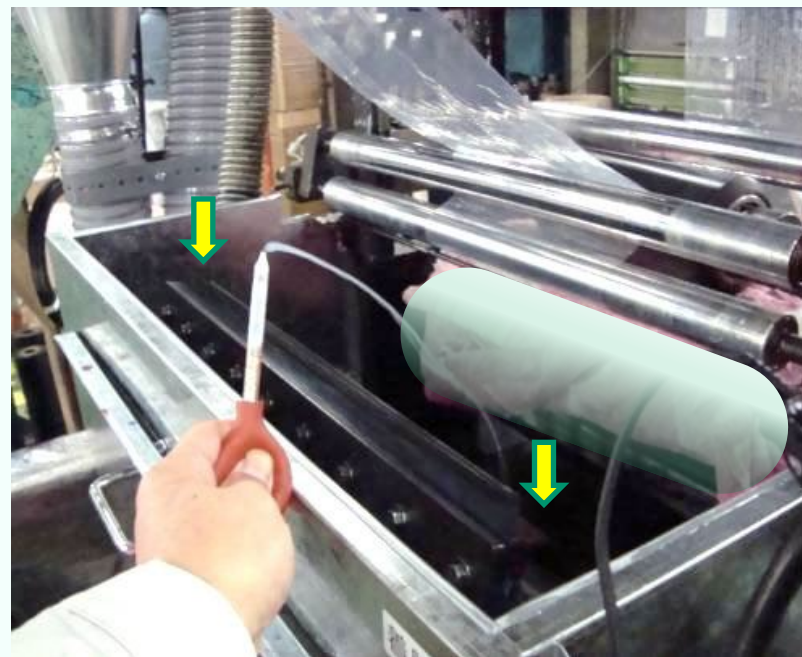
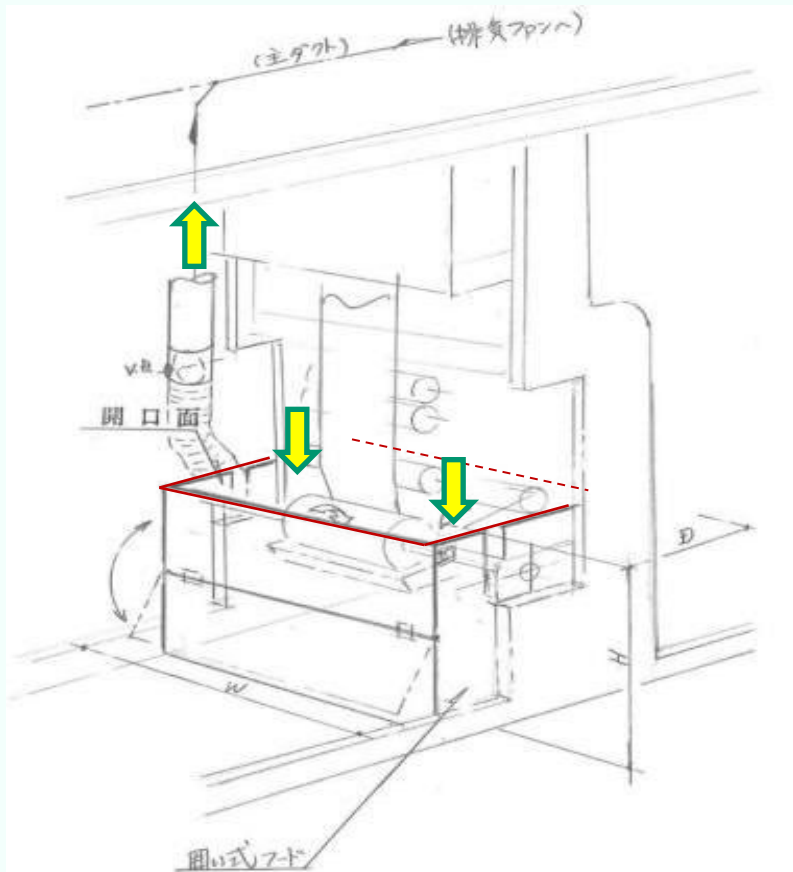


外付け式の例（下方吸引フード）



事例

多色刷りグラビア印刷機に、囲い式フードで改善した事例

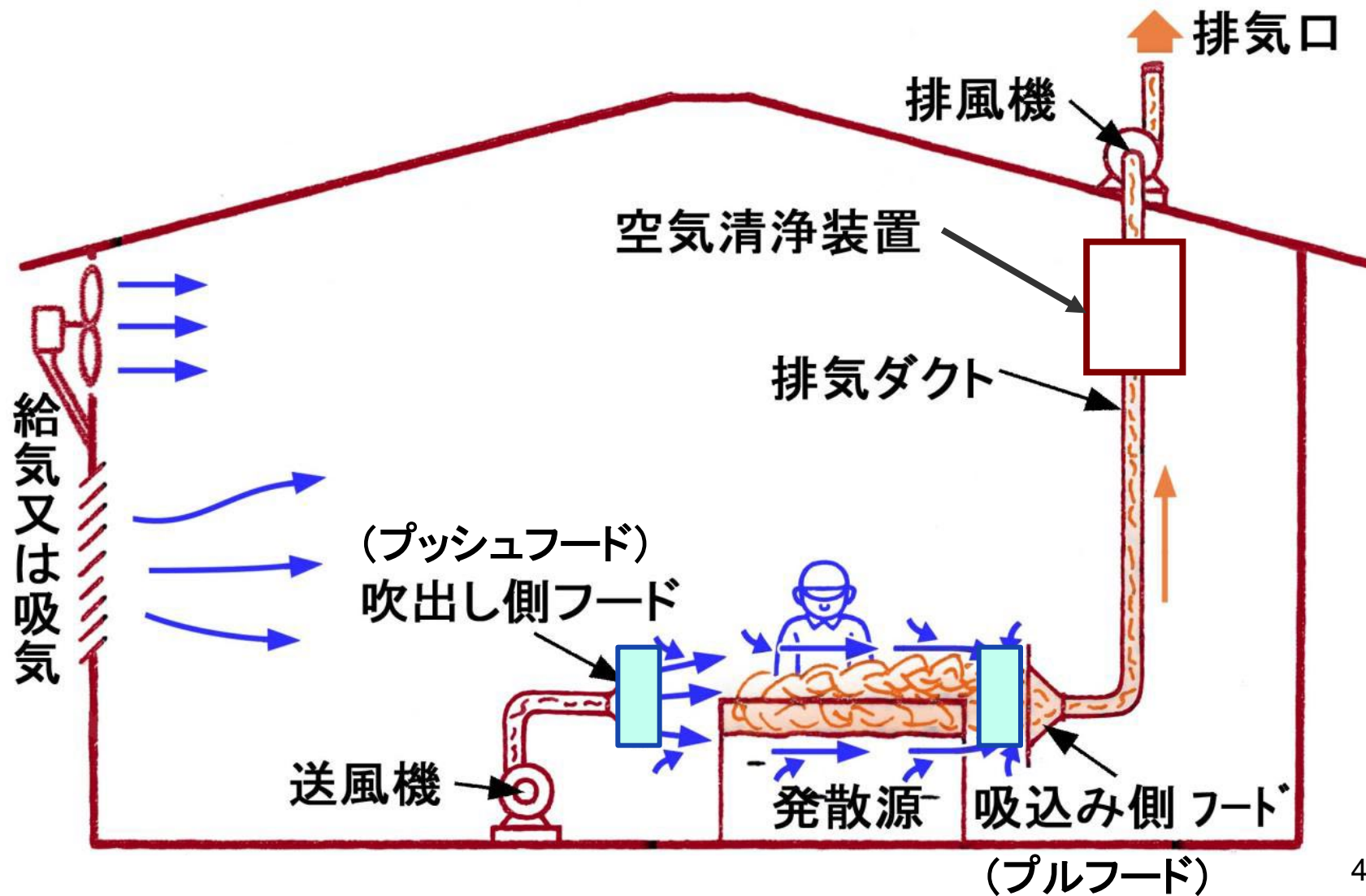


着脱可能なパネルで
インクパン部を囲ったフード

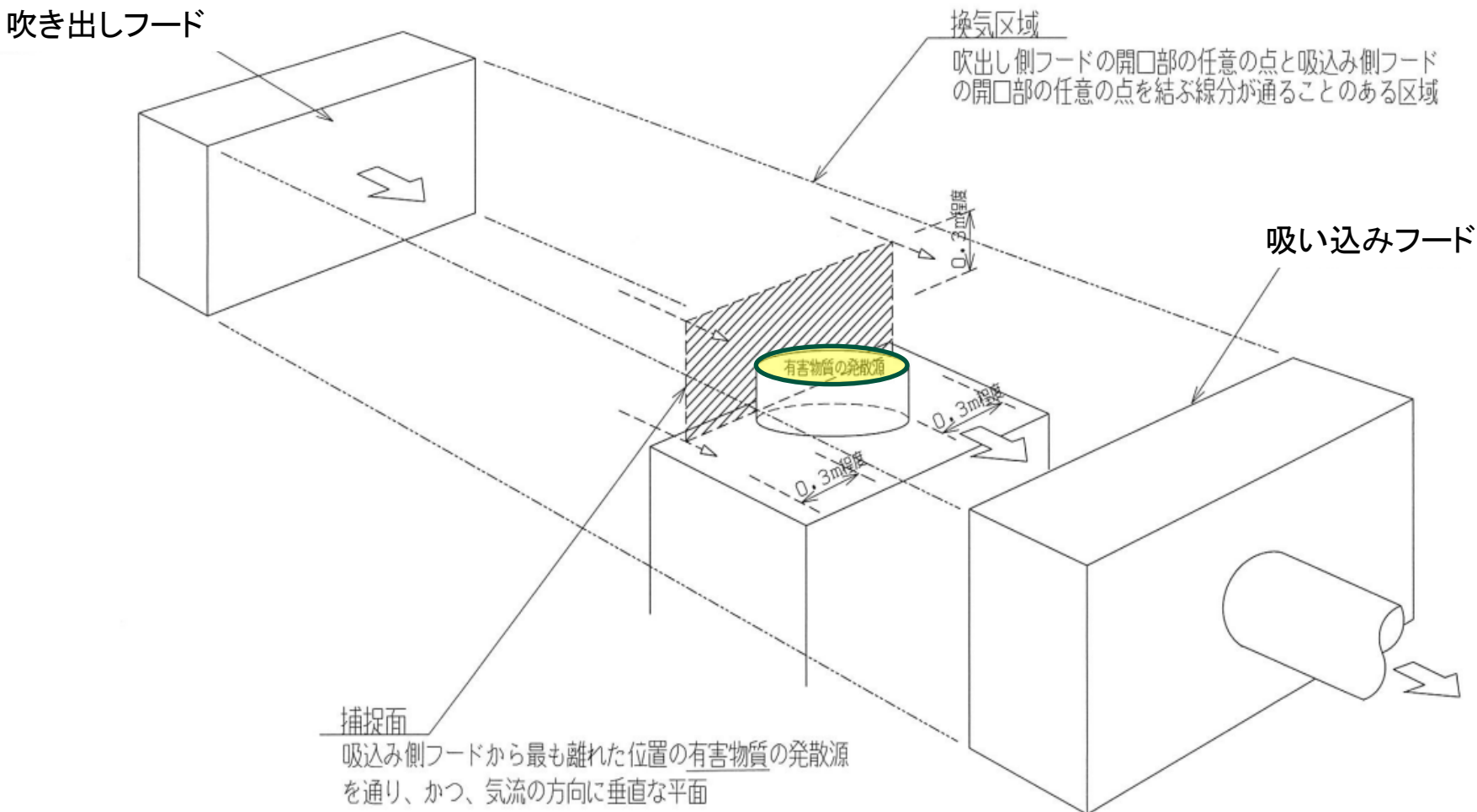
みんなの作業環境管理部

プッシュプル型換気装置の知識

プッシュプル型換気装置の構成



プッシュプル型換気装置の構造要件

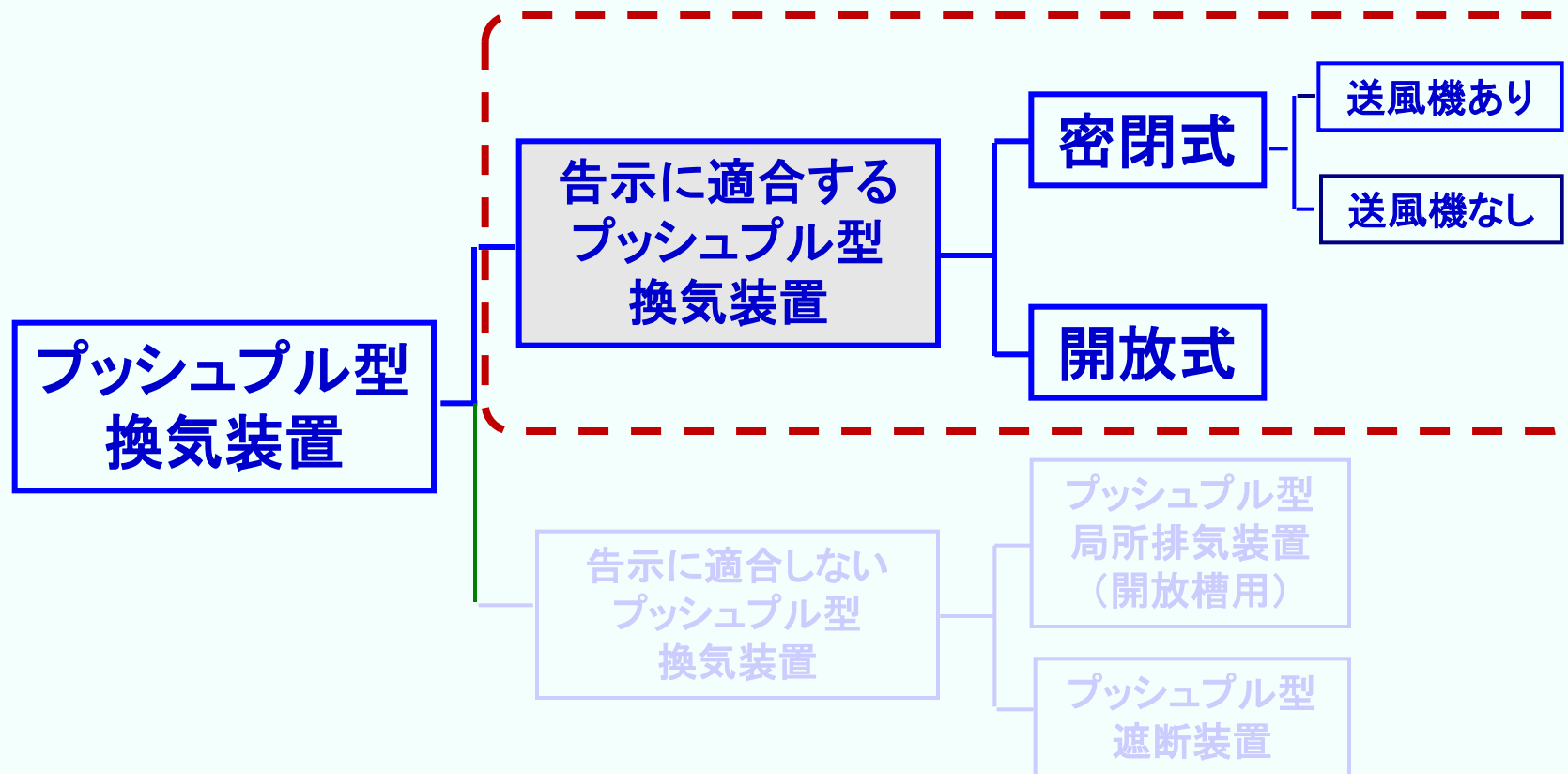


プッシュプル型換気装置の性能要件

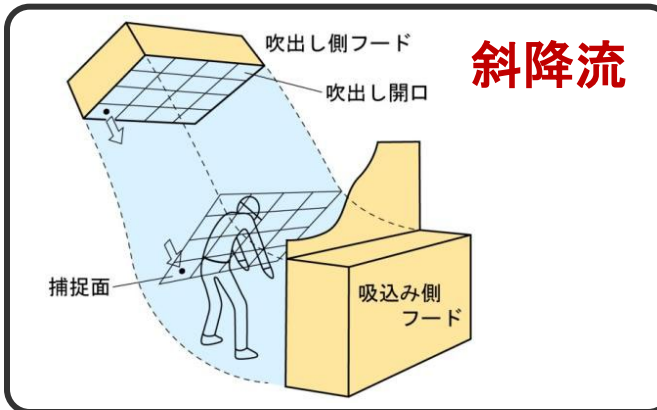
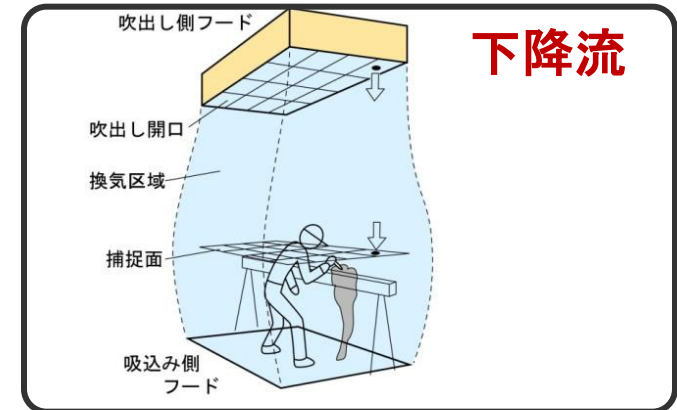
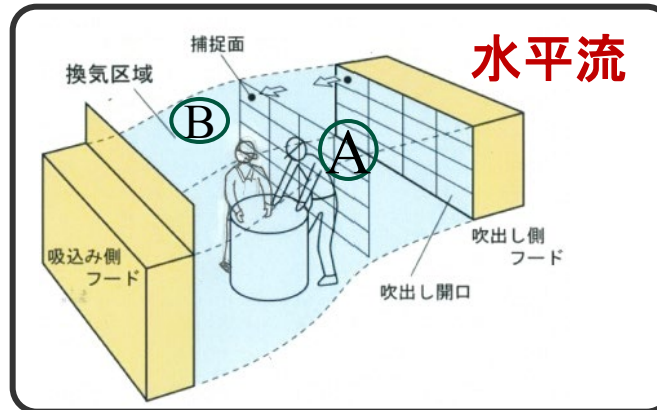
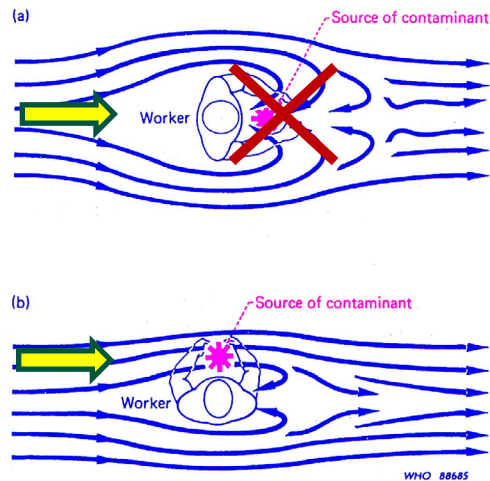
(厚生労働省 告示)

1. 捕捉面平均風速は、 0.2m/s 以上
2. 捕捉面風速のばらつきは、捕捉面平均風速の $\pm 50\%$ 以内
3. 捕捉面風速の測定は、換気区域内に作業対象物が存在しない状態で測定する
4. 開放式の場合には、換気区域と換気区域以外の境界におけるすべての気流が吸い込み側フードの開口部に向かうこと

プッシュプル型換気装置の 法令上の分類



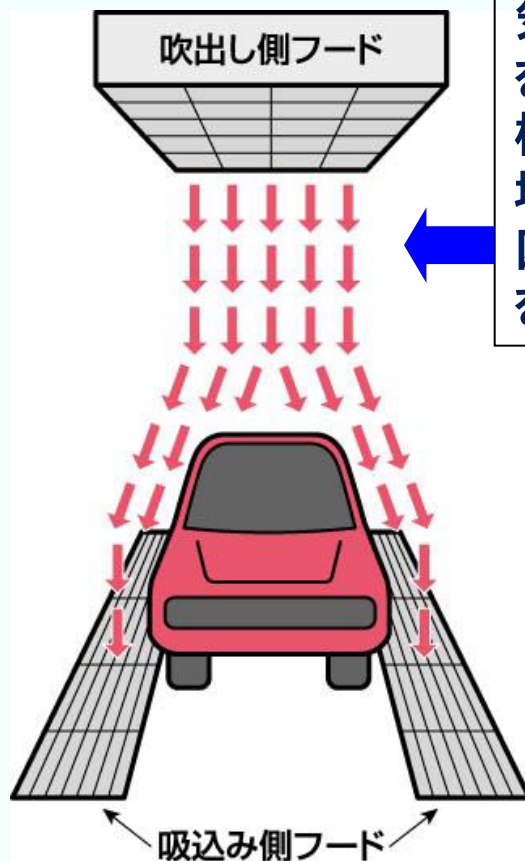
プッシュプルの気流方向による分類



- ・気流の向きにより、下降流、水平流、斜降流の3通りある
- ・作業者は、作業中に発散源とプル側フードの間に立ち入ってはならない
- ・プッシュプル型換気装置は、捕捉面での気流の方向及び速度が一様であるものをいう

プッシュプル型換気装置の分類

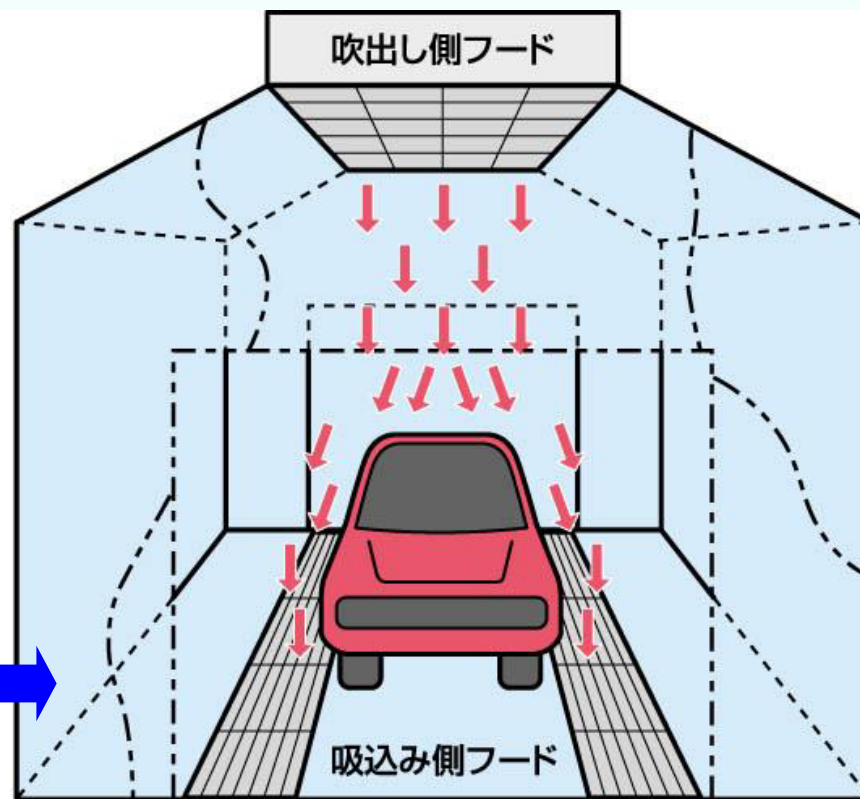
開放式



送風機により換気区域に空気を供給し、排風機により換気区域内及び換気区域外の空気を吸引するもの

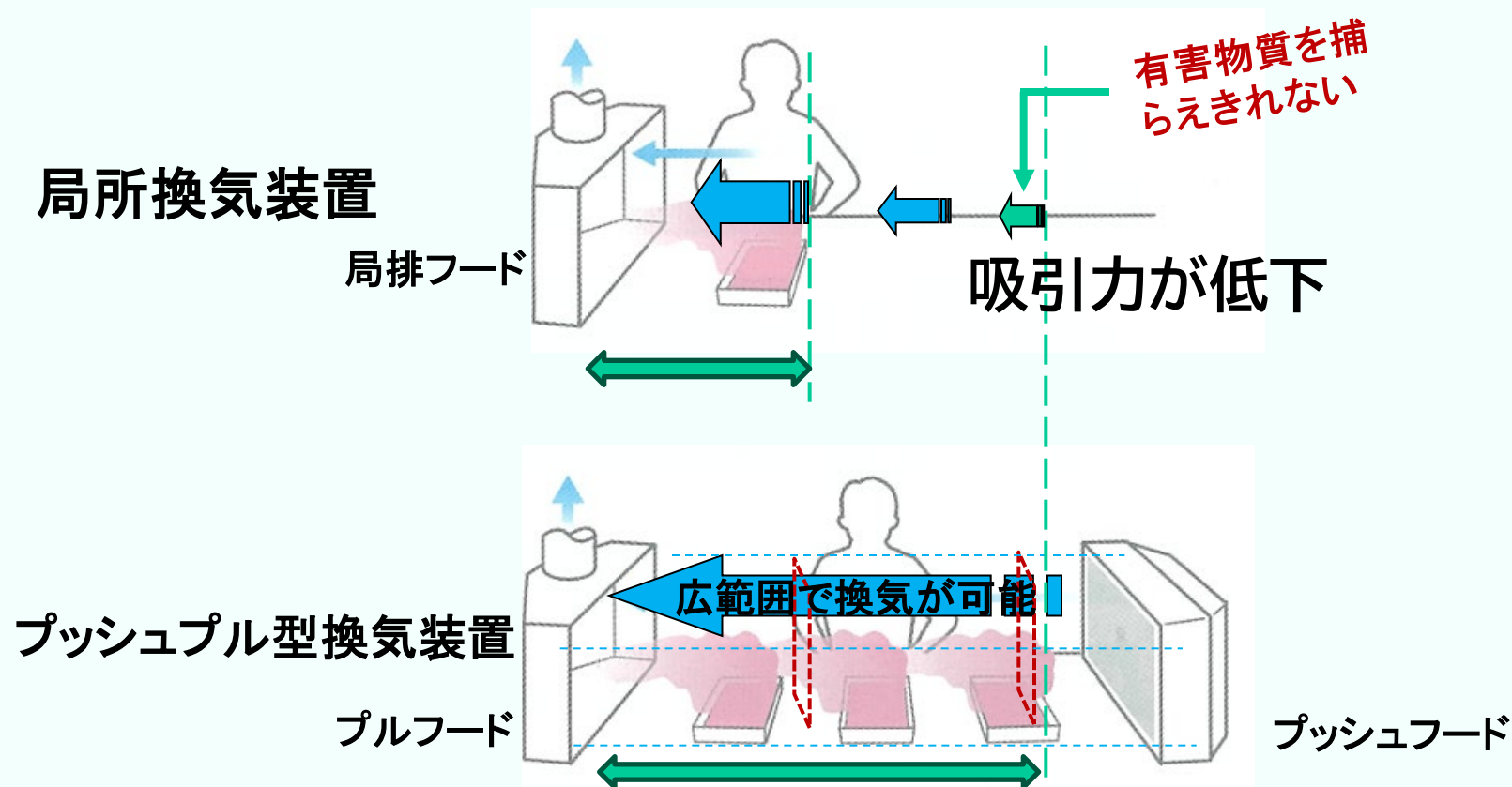
ブースを有し、送風機により空気をブース内に供給し、かつ排風機によりブース内の空気を吸引するもの。内部はすべて換気区域である

密閉式(送風機あり)



※必ずブース内であること(告示:構造要件)

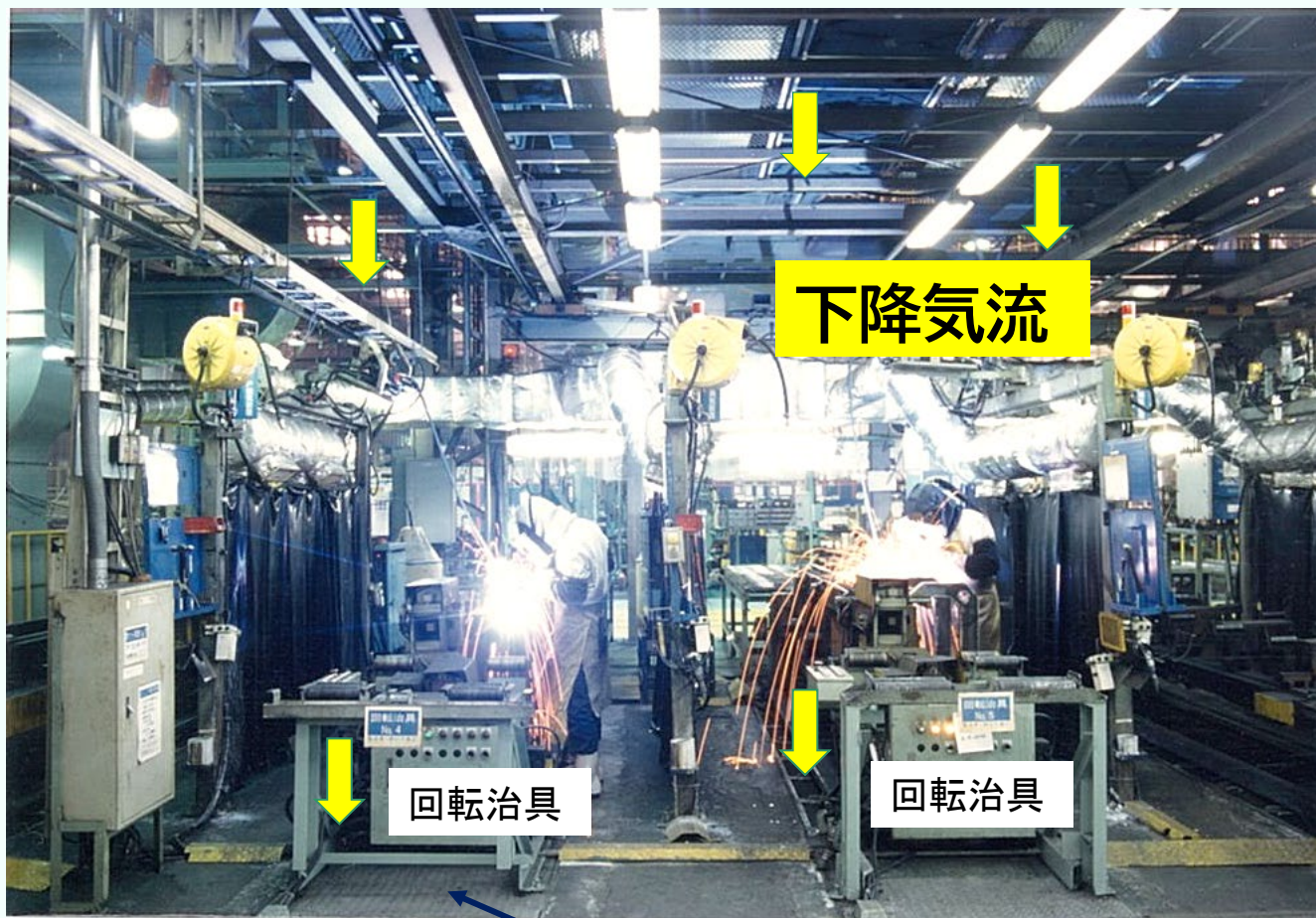
局所排気 と プッシュプル換気 の 捕捉気流の違い



作業環境改善 事例紹介

溶接ヒューム対策のプッシュプル型換気装置 事例

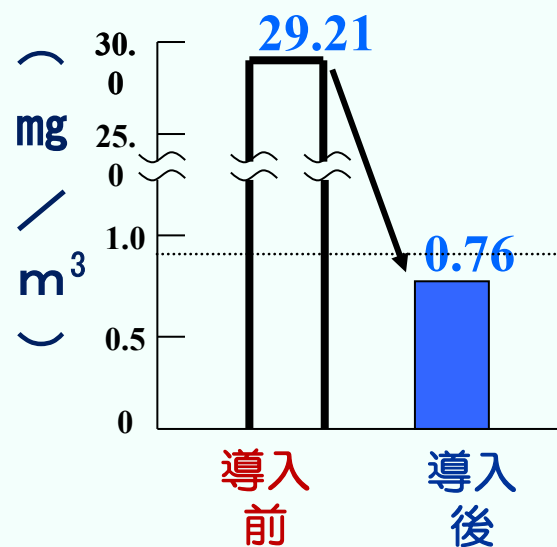
プッシュフード(天井部設置)



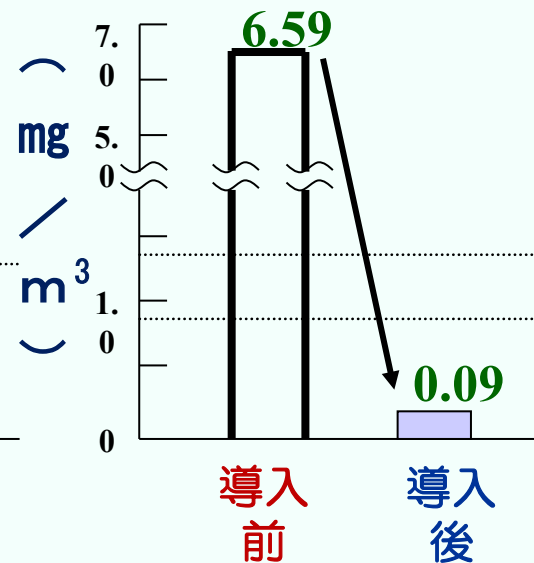
プルフード(床下面)及び埋設排気ダクト

(参考) 溶接作業場のプッシュプル型換気装置 導入前後の濃度比較例(粉じん)

作業環境濃度



作業者の口元ばく露濃度



溶接ヒュームによる人への影響

IARC(国際がん研究機構)は2017年に溶接ヒュームをグループ1(ヒトに対して発がん性がある)に分類

(肺がんのリスクは上昇)

人の肺の標本写真



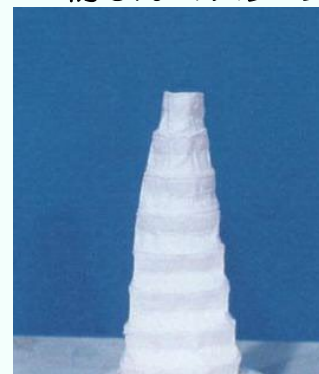
健常者の肺標本例



じん肺り患者の肺標本例

(厚生労働省 溶接じん肺資料より)

溶接作業場における
防じんマスクのフィルタの汚れ比較例



(未使用のフィルタ)



換気装置のない作業場で
使用した作業者の防塵
マスクのフィルタ

化学物質取扱い作業台 プッシュプル型換気装置 設置事例



接着剤の研究施設において使用される様々な溶剤及び化学物質の取扱い作業テーブルに、水平流開放式プッシュプル型換気装置を設置して溶剤及び化学物質の発散を抑制した事例

(溶剤・化学物質のガス対策)

印刷製版の製作作業場 接着作業工程



プッシュプル型換気装置 事例

塗装作業場 密閉式プッシュプル型換気装置（送風機なし）

事業所の業種：耐食ファン・ポンプ製造

作業内容：吹付け塗装

導入装置：プッシュプル型換気装置

密閉式下降流（送風機なし）

（バーチカルプルブース）

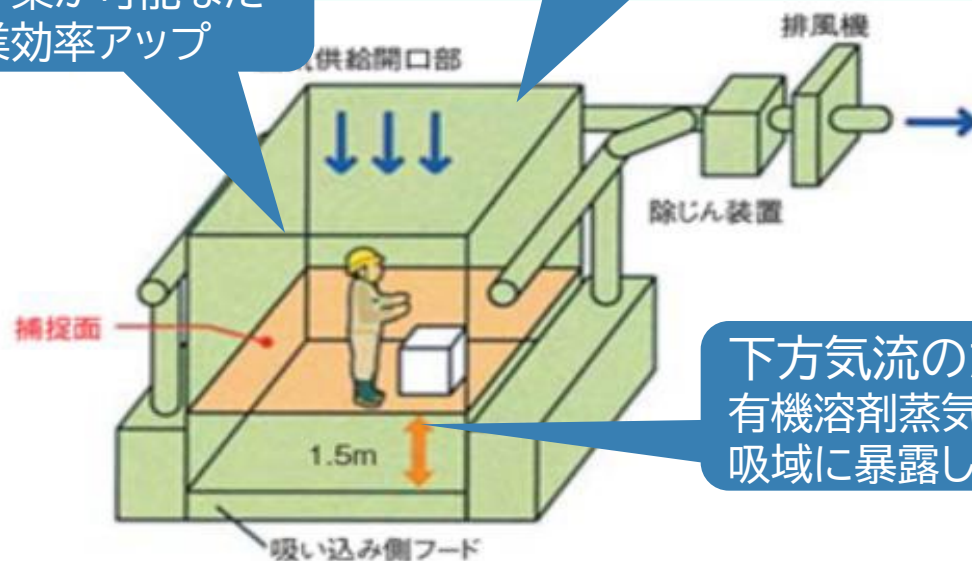
平面サイズ W6.5m×L5.5m

装置導入の背景

塗装作業場での重量物の搬出入の作業性を考慮した換気装置の導入をしたい。

ブース内複数人
同時作業が可能なた
め作業効率アップ

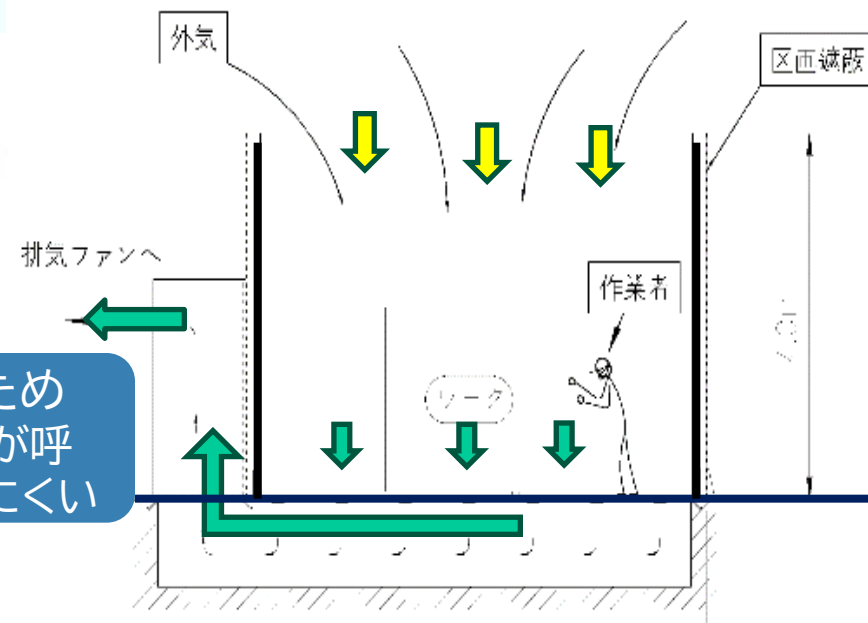
上部が開放して
大型製品のクレーン
搬出入が可能



下方気流のため
有機溶剤蒸気が呼
吸域に暴露しにくい

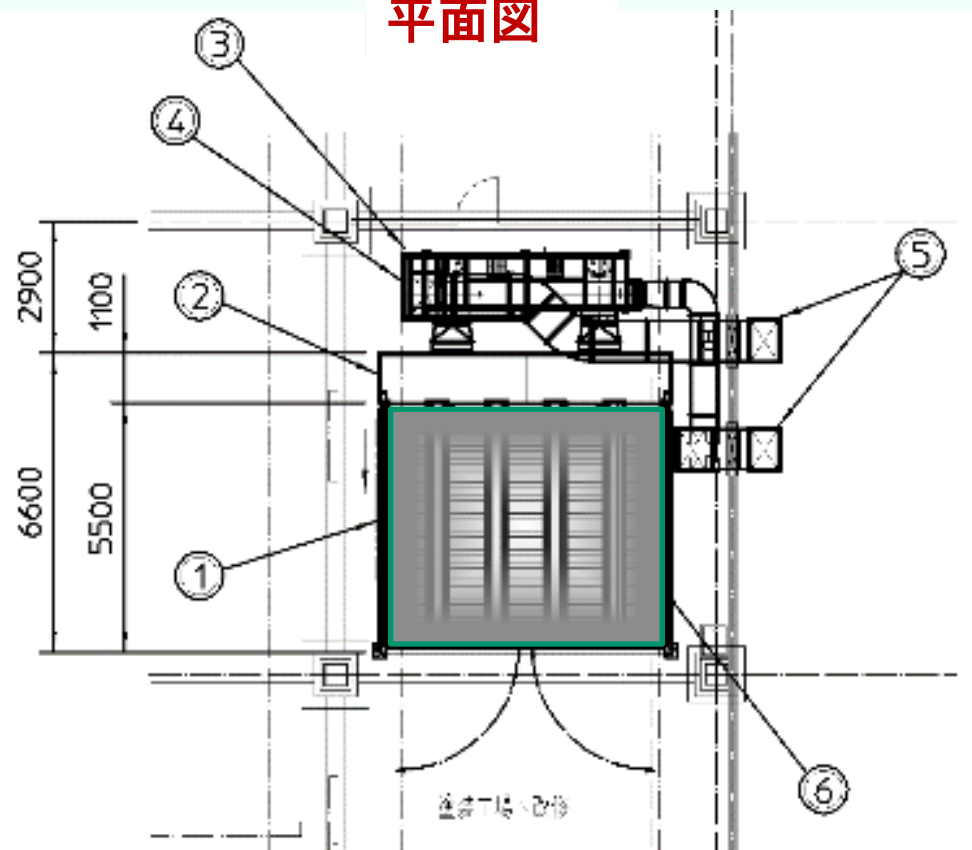
バーチカル・プルブース

ブース断面構造

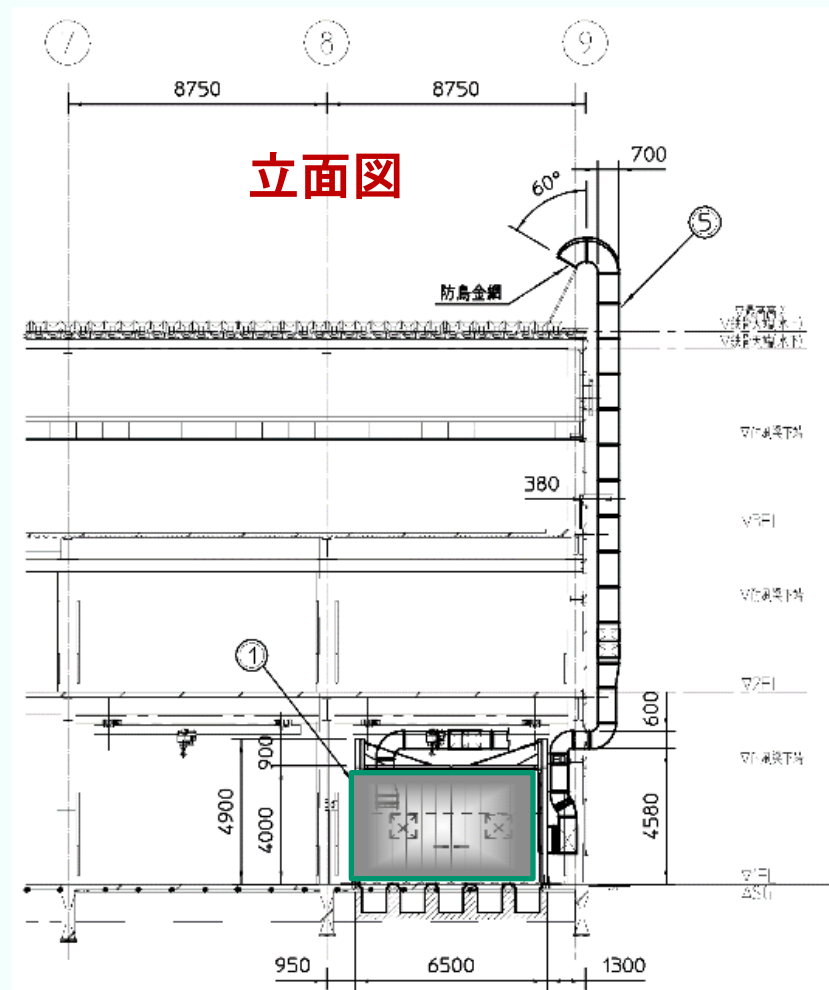


バーチカルプルブース 装置図

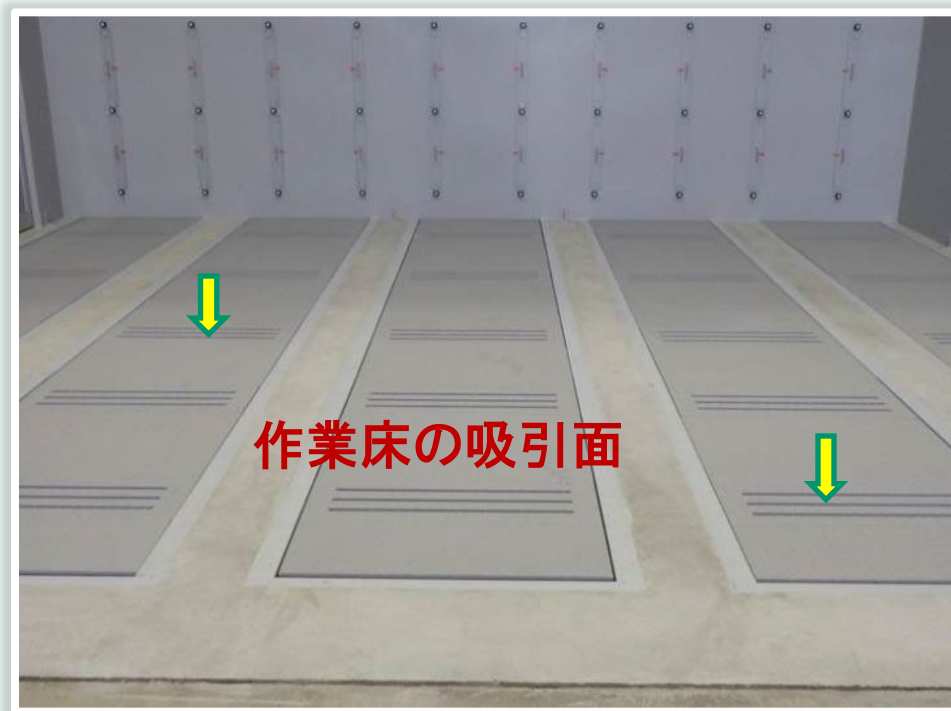
平面図



立面図



施工後のブース内部



対象物質 : 第2種有機溶剤等
(トルエン、キシレン、エチルベンゼン等)

対象規則 : 有機溶剤中毒予防規則

排風量 : $645\text{m}^3/\text{min}$

捕捉面風速 : 平均 $0.2\text{m}/\text{sec}$ 以上

プッシュプル型換気装置 事例

印刷製版 洗浄作業 開放式プッシュプル型換気装置

事業所の業種：シール印刷業

有害物質：第二種有機溶剤等(洗浄剤)

作業内容：製版の洗浄作業

導入装置：プッシュプル型換気装置
開放式 水平流

印刷版の洗浄作業場 プッシュプル型換気装置

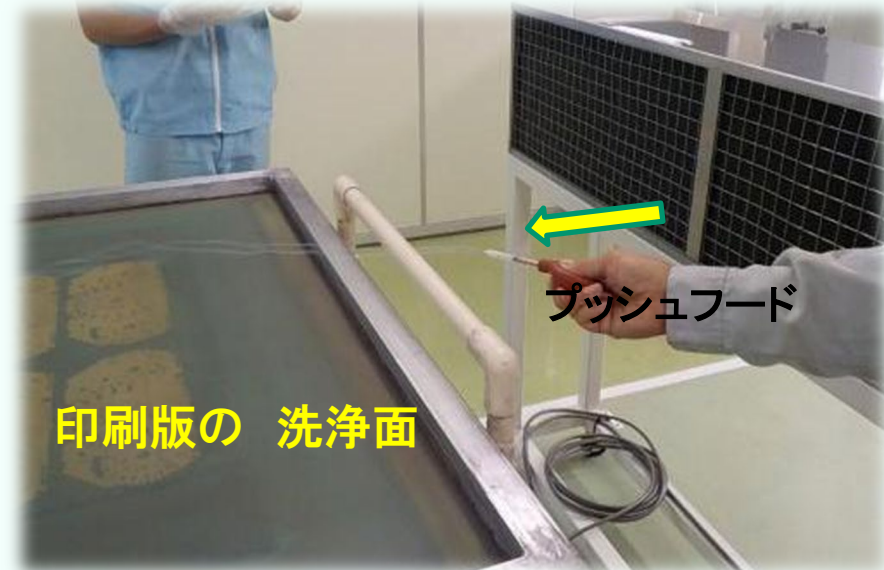
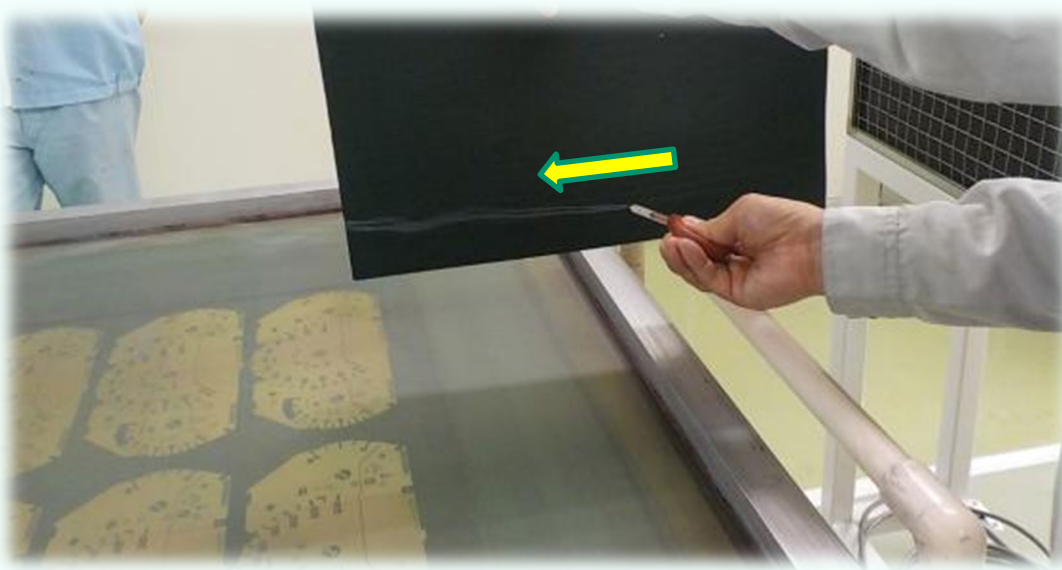


プルフード



プッシュフード

有機溶剤作業 版の洗浄作業



プルフード

プッシュフード
66

化学薬品の計量作業場

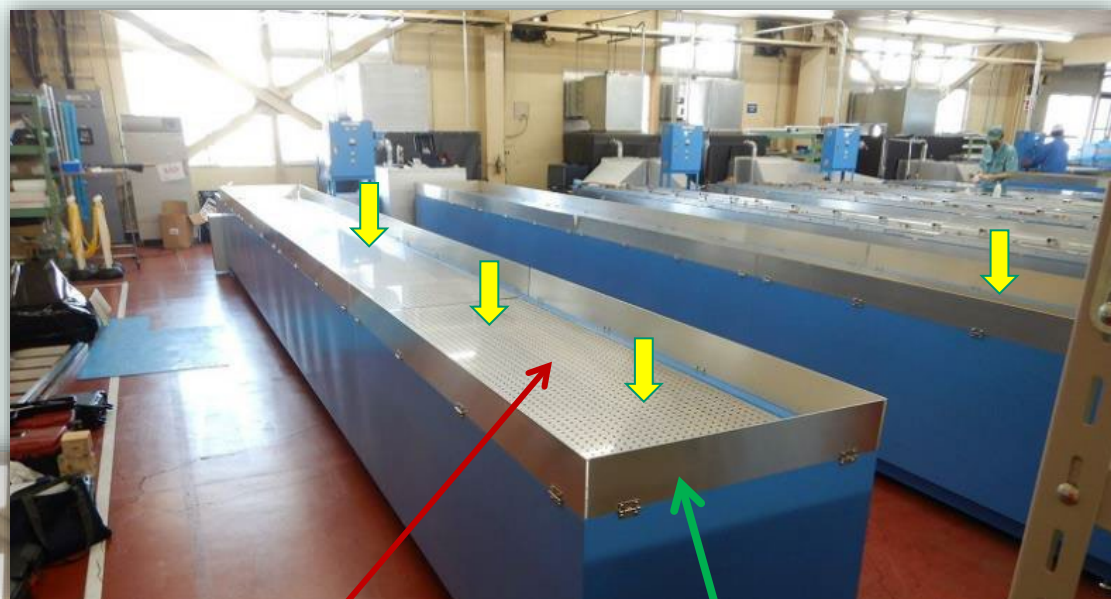


その他 様々な局排フードの事例

局所排気装置（囲い式フード）

（下方吸引型）

有機溶剤作業時のフード状態



可動パネル



パンチングメタル

吸引面周囲のパネルを畳み込んだ状態

発じんする作業場を囲いブースで囲い、室内への拡散防止した事例

発じん源は、有害でない食品加工物であるが、室内への飛散・拡散が予防できた例

作業領域を難燃性シートで移動式ブース化し、吸引ダクトで集塵機と接続し、除塵後の排出空気は屋内へ戻した。

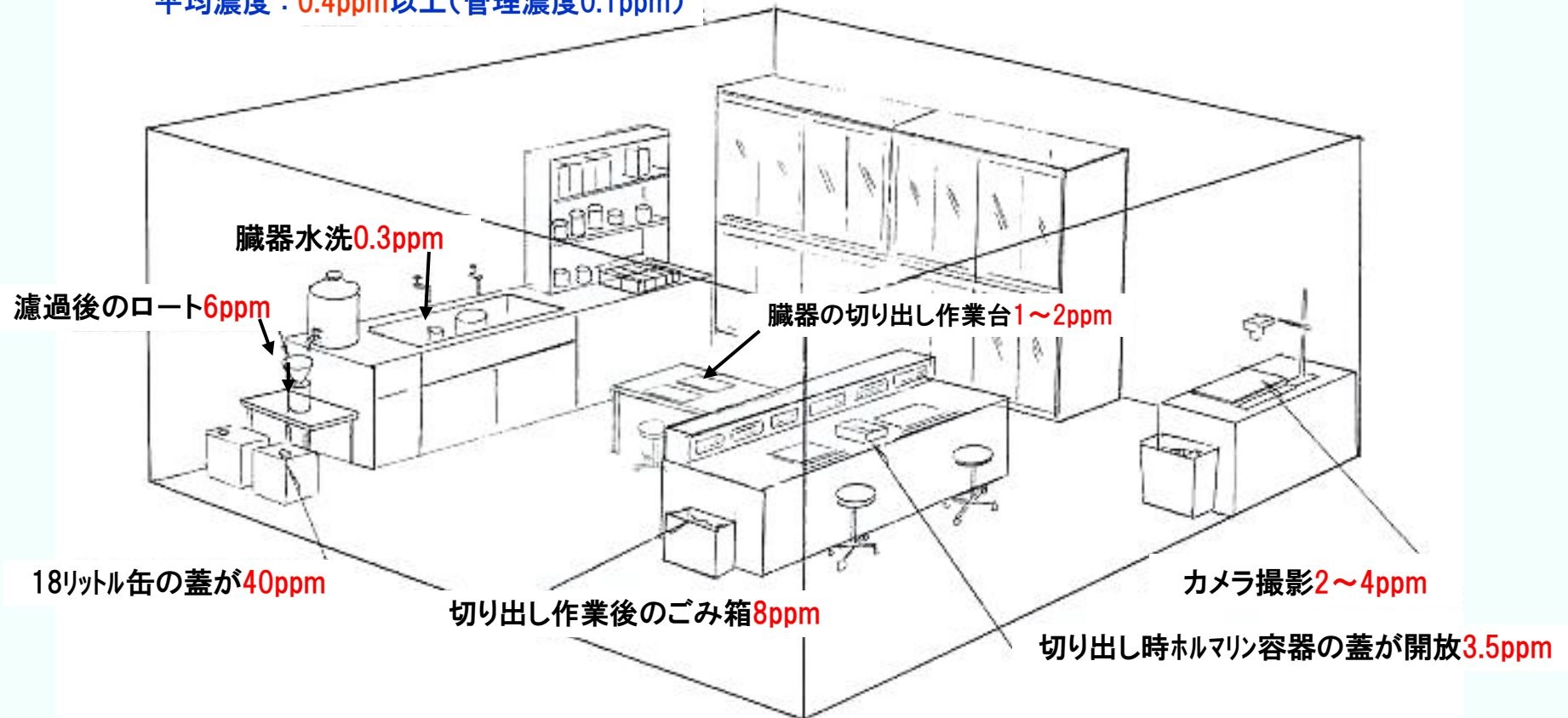


医療分野の作業環境改善事例

開放式プッシュプル型換気装置等によるホルムアルデヒド濃度 実測例図

出典:土屋真知子ほか、
[病理技術65巻]

病理検査室の中央付近30分の
平均濃度: 0.4ppm以上(管理濃度0.1ppm)



病理検査室切出作業台の プッシュプル型換気装置(下降流)例

ホルムアルデヒド蒸気対策



病理検査現場の対策事例

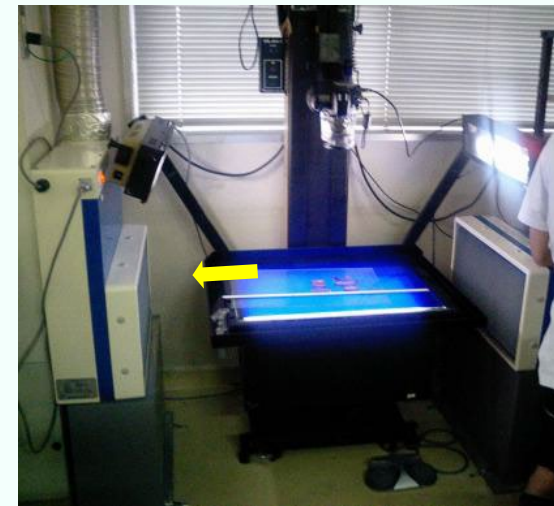
臓器の切出し



シンクでの洗浄



臓器の切出し



検体のカメラ撮影

医療機関 プッシュプル型換気装置 設置事例

内視鏡洗浄作業



内視鏡洗浄機

内視鏡を洗浄する際に使用する
消毒剤: グルタルアルデヒドの発
散を開放式プッシュプル型換気
装置・水平流を設置することで抑
制した事例
(グルタルアルデヒド対策)

医療施設の有害ガス対策 プッシュプル型換気装置 例

グルタルアルデヒド蒸気対策



内視鏡洗浄機

エチレンオキシド対策



EOG滅菌装置

End